

平成27年第3回波佐見町議会定例会会議録

平成27年第3回波佐見町議会定例会（第1日目）は、平成27年9月10日本町役場議場に召集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 百武辰美 | 2番 | 中尾尊行 |
| 3番 | 石峰実 | 4番 | 古川千秋 |
| 5番 | 尾上和孝 | 6番 | 藤川法男 |
| 7番 | 今井泰照 | 10番 | 松添一道 |
| 11番 | 大久保進 | 12番 | 中村與弘 |
| 13番 | 松尾幸光 | 14番 | 川田保則 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 8番 | 太田一彦 | 9番 | 松尾道代 |
|----|------|----|------|

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清 書記 樋口晶子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------------------|------|----------------|-------|
| 町長 | 一瀬政太 | 副町長 | 松下幸人 |
| 総務課長 | 村川浩記 | 商工振興課長 | 前川芳徳 |
| 企画財政課長 | 楠本和弘 | 税務課長 | 岳邊忠彦 |
| 住民福祉課長 | 山口博道 | 健康推進課長 | 河野政幸 |
| 農林課長兼 農業委員会事務局長 | 朝長義之 | 建設課長 | 吉田耕治 |
| 水道課長 | 堀池浩 | 会計管理者兼 会計課長 | 諸隈三恵子 |
| 教育長 | 岩永聖哉 | 教育次長 | 平野英延 |
| 給食センター所長 | 中村和彦 | 総務課行政担当係長 | 林田孝行 |

5. 議事日程は次のとおりである。

諸般の報告 1 議長報告

2 例月現金出納検査結果の報告（5、6、7月分）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案要旨の説明

日程第4 27請願第1号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制
度の堅持を求める請願」

日程第5 町政に対する一般質問

午前10時 開会

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成27年第3回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（川田保則君）

諸般の報告を行います。

議長報告、各委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川田保則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番 古川千秋議員、5番 尾上和孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（川田保則君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの16日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの16日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに平成27年第3回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしの梅雨は昨年より9日遅く梅雨明けし、大変長い梅雨となりましたが、雨量は少なく、梅雨明け後、夏空が続き、水道水や水稻への水が不足するのではないかと危惧をしていましたが、その後台風等の影響により適度の降雨があり、安心しております。また8月25日未明に九州に上陸した台風15号につきましても、大型であったためにその被害は大変心配しておりましたが、ほとんど影響もなく一安心したところであります。しかし、その後、秋雨前線が停滞し、雨や曇りの天気が続く、今度は稲の生育に影響がないかと、不順な天候に一喜一憂しているところであります。

ことしの中体連県大会では、サッカー一部と柔道個人戦で川内音乃さんが優勝し、九州大会出場を果たしました。また御承知のとおり、第44回長崎県少年軟式野球大会では波佐見中学校野球部が優勝し、それぞれ貴重な経験を得たものと思います。試合の結果はどうか、文武両道の言葉が示すとおり、心身ともに成長する中学生にとって、学問である文、部活動を中心とする武はバランスのとれた人間性の育成に欠かせないものでありますので、文にも武にも大いに励むよう推奨するものであります。

さて、町営工業団地に進出が決定しております昭和金属株式会社の工場建屋等の建設は、当初計画では間口30メートル、奥行き60メートルの工場1棟、製品を保管する間口15メートル

ル、奥行き30メートルのテント1棟でありましたが、需要が急増しているということで、工場2棟、テント2棟を建設する計画変更を行い、現在工事も順調に進んでいるということがあります。

計画では10月までに工場等を完成し、12月までに大型のプレス機械等の設置を終え、明けて1月から製造に係る調整を行い、4月から正式に操業開始の計画であります。雇用も、当初35人程度から40人から50人程度になるということで、町内から積極的に採用いただくことでもありますので、特にUターン希望の方は商工振興課へお問い合わせいただければと思います。

また、今回、旅のガイドブック「ディープ!!波佐見町」を発行したところ、各方面から大きな反響があり驚いているところであります。若い人たちの感覚ででき上がっており、恐らく行政機関が発行するこのような類いのガイドブックとは全く違う内容なので好評を得たものと思っております。東京、福岡をはじめ、各方面に關係機関を通じて配付しており、強力なインパクトを与えた紹介の仕方でもありますので、波佐見町の知名度向上と、さらなる観光客の来町を期待するものであります。

国政においては、現在、参議院において安全保障関連法案の審議がなされておりますが、まだまだ国民の理解が十分得られていないようでありますので、理解が得られるよう丁寧な説明をお願いするものであります。また、中国経済に陰りが見え始め、世界経済に影響を及ぼすおそれがあることから、地方にも届く経済対策を最優先課題として取り組んでいただくよう望むものであります。

本町の6月以降の事務事業につきましてはおおむね順調に推移しており、企業の誘致活動についても県の指導を仰ぎながら鋭意進めているところであります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第51号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）は今回2億2,000万円を追加し、補正後の予算の総額を59億7,200万円といたしております。補正の主なものは、歳入では、増額が、固定資産税交付決定による普通交付税、国県支出金が保育単価増額による保育所運営費、地域密着型小型多機能施設設置に伴う地域医療介護総合確保基金事業費、障害者自立支援費、地方創生事業に伴う地域住民生活等緊急支援交付金及び中小企業振興資金貸付預託金、平成26年度決算に伴う繰越金等であり、減額は、公営住宅整備事業国庫支出金及び町債並びにコミュニティ活動支援事業基金繰入金等であります。歳出では、増額は、地方

創生事業費、障害者総合支援事業費、保育所運営事業費、町道改良事業費、体育センター床改修事業費及び中小企業振興資金貸付預託金等で、減額は、公営住宅建設事業費及び公共下水道事業特別会計繰出金等が主なものであります。4月の人事異動に伴う給料等、人件費の組み替えを全項目にわたって行っております。

議案第52号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は今回441万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を20億3,601万7,000円といたしております。歳入では前年度繰越金の増額、歳出では保健事業費及び予備費の増額が主なものであります。

議案第53号 平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は今回2,226万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を13億3,729万5,000円といたしております。歳入は一般会計繰入金金の減額及び前年度繰越金を計上し、歳出では過年度分国庫負担金等の返還金及び予備費の増額等が主なものであります。

議案第54号 平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は今回2,157万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億4,985万円といたしております。歳入では国庫補助事業の割り当て減に伴う国庫支出金及び町債並びに一般会計繰入金金の減額、歳出では人事異動に伴う人件費及び建設事業費の減額が主なものであります。

議案第55号 平成27年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は人事異動による人件費の補正で、収益的収入においては一般会計からの補助金の増額、支出においては人件費の増額であります。

議案第56号 波佐見町特定個人情報保護条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、特定個人情報の厳格な保護処置を講ずるため、本条例を制定するものであります。

議案第57号 波佐見町景観条例については、景観法の規定に基づき、本町景観計画における行為の制限等について定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第58号 波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例について、及び議案第59号 波佐見町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、情報開示に係る費用負担の性質を手数料から諸収入に変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第60号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第61号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例については、水防法等の一部を改正する法律が平成27年7月19日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第62号から議案第69号までの8件は、平成26年度波佐見町一般会計をはじめ各特別会計に係る歳入歳出決算認定について、及び波佐見町上水道企業会計ほか1会計については剰余金の処分及び決算の認定についてであります。また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書をあわせて添付しておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

議案第70号 教育委員会委員の任命については、委員であります松岡憲了氏が10月31日で任期満了となりますので、新たに小柳吉喜氏を任命したく、議会の同意を求めます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員であります溝上恵子氏が12月31日で任期満了となりますので、新たに中嶋佳代子氏を推薦するものであります。

報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 27請願第1号

○議長（川田保則君）

日程第4. 27請願第1号 「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました27請願第1号については、会議規則第38条第1項の規定により、総務文教委員会に付託し、閉会中の継続調査としたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、27請願第1号 「未来を担う子どもたちの教育を守る

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」については、総務文教委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 町政に対する一般質問

○議長（川田保則君）

日程第5. 町政に対する一般質問を行います。

お知らせします。

通告順位2番の太田一彦議員から一般質問の取り下げ申し出が提出されました。本定例会での通告者は6人です。

これから、通告に従い順次発言を許します。

2番 中尾尊行議員。

○2番（中尾尊行君）

おはようございます。暑かった夏も終わり、秋の涼しい風が気持ちを和らげる季節となりました。

日本は失われた20年と言われる冬の時代を打破すべく、打ち出された安倍総理のアベノミクスの真価が問われようとしています。そんな中、本町は今、最も元気なまちとして、他のまちの人々から注目され、称賛されています。

それでは、通告に従い質問します。

1、文化とまちづくりという視点に立って、次の以下の質問を行います。

(1) 町文化条例は存在するのか。

(2) 町文化振興計画は存在するのか。

(3) 町文化政策の推進組織は行政内部と外部機関があるのか。

2番、平成26年に観光立町元年を宣告され、観光事業も増加していくものと思われま

す。町観光協会の現状と今後の支援体制をどのように考えているのか。

3番、少子高齢化に伴い、社会的インフラの維持が問題視される中で、主として上下水道に関連し、以下の項目を問います。

(1) 本町の料金が他自治体に比べ高い水準にあるわけは何か。

(2) その料金体系の見直し等は検討されているのか。

以上であります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 中尾議員の御質問にお答えいたします。

まず、文化とまちづくりについての御質問は教育委員会より答弁があります。

それでは、平成26年に観光立町元年を宣言され、観光事業も増加していくと思われる町観光協会の現状と今後の支援体制について、どのように考えているのかという御質問ですが。

町では、交流人口の拡大による町の活性化を推進するため、これまで「来なっせ100万人」をスローガンに掲げて観光協会を中心にさまざまな取り組みを進めてきたところであり、観光交流センターとしての陶芸の館をはじめ、焼き物ファン定番の中尾山のほか、陶農レストランや良質な泉質を誇る温浴施設、現代感覚の店舗などがリノベーションとして展開されている西ノ原地区が新たな観光スポットとして脚光を浴びているところです。

酒塾などの複数回参加の体験塾や、その他の体験型観光を商品化した「とうのう」の実施など積極的に事業展開しており、これに波佐見焼の認知度向上、町内各地で開催されるイベントの充実などにより、本町を訪れる来訪者は若い女性を中心に確実に増加しています。

さらに、町内への宿泊施設の誘致が成功したことなど、これからの観光施策により弾みがつくものと期待して、平成26年を観光立町元年と位置づけ、もろもろの施策に取り組んでいるところであります。このことにより、平成26年の観光客は約85万人となり、目標に掲げていた100万人も目前となり、今後はその対応が問われるようになってまいりました。

本町における観光の窓口は、町の担当課はもとより、何と云っても、まずは観光協会であります。議員お尋ねの観光協会事務局の現状を申しますと、波佐見焼振興会とを兼任した事務局長と次長に専任職員1名の合計3名で、日々増加する観光客への対応、電話照会の処理など多忙の中に、行政からの委託事業や独自事業の実施など、多種多様な業務を少数でこなしており、本町観光行政の推進になくてはならない存在であるということは言うまでもありません。

また、本町の特質として、窯業そのものが観光素材であり、観光から焼き物を切り離して考えることはできないとの立場や効率的運営の面から、事務局長等の兼任についてもやむなしとしているところであり、さらに波佐見焼振興会の事業が産業振興とともに観光振興にも大きく寄与していることは紛れもない事実であると認識しているところです。

このような状況を鑑みて、本年度は職員の1名増を予定し、その人件費等について支援す

るように当初予算で措置しているところではありますが、残念ながら適任者を見つけることができない状況がこれまで続いております。加えて、健康面から事務局長が不在の時期も発生しており、人手不足の感は否めない状況であり、担当課においては他業務とも兼ね合いながら、極力人的支援を行うように努めているところであります。

ただ、今後は事務局の体制強化の観点から、専任事務局長の配置や職員増員、その他処遇改善なども考慮しながら、その運営について強力に支援してまいりたいと思います。

次に、少子高齢化に伴い社会的インフラの維持が問題視される中で、本町の上下水道料金が他自治体に比べ高い水準にあるのはなぜか。その料金体系の見直し等は検討されているのかという御質問ですが。

水道事業につきましては、豊富で低廉な水を安定的に供給し、住民福祉に寄与するという水道法の目的から、他市町に先駆け、昭和55年に湯無田浄水場の施設拡張工事を行い、多額の費用を要しました。そのため、給水サービスの対価として、水道施設の維持管理費や施設の拡充強化に伴う設備投資の費用等をもとに、健全な事業運営を行っていくための中長期の財政計画を立て、全ての使用者に反映するように料金の算定を行った結果、県内でも高い設定となっております。

しかし、このような設備投資の結果、平成6年には西日本地域を襲った異常渇水の際に、町内で8月末より1カ月程度の給水量調整をしたものの、9月初めから12月中旬までの92日間にわたり、佐世保市に貴重な支援水、約4,800トンを提供し、高い評価を受けた経緯もあります。

次に、水道料金の見直しにつきましては、県内でも料金が高いことから、経営状況が好転すれば料金の引き下げを行うべきであるとの議会等の提言を受け、検討が重ねられ、施設拡張時にかかる借入償還金の減少等に伴う経営状況の安定や、計画的な老朽管更新等を含む中長期の経営見通しにより、料金を引き下げても健全経営が維持できるとの判断から、使用者の負担軽減を図るため、当時の基本料金から一律200円、超過料金を20円引き下げる内容で、平成22年の12月議会定例会に水道条例の一部改正案を上程して、平成23年の4月から実施したところであります。

これにより、税抜きの一般家庭基本料金は1,900円から1,700円に減額、超過料金は220円から200円に減額され、改定率にしてマイナス9.9%の内容となり、現在に至っており、当分は現行のまま、料金改定は考えておりません。

近年、全国的に水道施設の老朽化が問題となっており、厚生労働省によると、平成50年ごろをピークに更新需要が増加する見込みで、平成37年には必要な更新に対する投資額が不足し始めるとの見通しもあります。法定耐用年数が40年とされる水道管路については、高度経済成長期に整備された施設の更新が進んでおらず、そのために全国的に水道料金の見直しが検討されている状況です。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

中尾尊行議員の御質問にお答えをいたします。

文化とまちづくりについて。

まず、町文化条例は存在するののかというお尋ねでございますが、戦後の経済重視の時代を経て、物の豊かさよりも心の豊かさを求める声が高まり、個人個人が自己実現を図り、心豊かに感動を持って生活していける真の豊かな社会を実現するため、平成13年12月の文化芸術振興基本法の施行に伴い、文化振興条例を制定する県、市町村が増えております。全国では平成25年度末で約30都道府県が、また市区町村では約60の自治体が文化振興条例を制定しているものと思われま。

本町におきまして文化振興条例は現在制定しておりませんが、担当部署である教育委員会におきまして、法の基本理念にのっとり、芸術鑑賞の機会提供をはじめ、活動団体の自主性を尊重した活動支援、平成9年度に波佐見町総合文化会館を建設し、文化芸術活動の場の充実を図ってきたところです。

本町では、法並びに基本理念を認識し、本町文化行政の推進を積極的に図っており、現在のところ条例の制定までは必要ないものと思っております。

次に、町文化振興計画は存在するののかのお尋ねでございますが、法制定に伴い、全国でも多くの県、市町村で振興ビジョンや文化振興計画が策定され、計画的な文化振興事業が展開されているところです。本町におきましては文化振興計画はございませんが、波佐見町総合計画で長期計画を策定し、また短期計画におきましては波佐見町社会教育計画を策定し、事業の推進を図っているところです。

今後におきましても、総合的、計画的な文化芸術の振興により、町民の心豊かな生活と活力ある地域社会の実現に努めることが大切なことと考えております。

次に、町文化政策の推進組織は行政内部と外部機関があるのかとのお尋ねですが、文化行政につきましては、教育委員会を中心に事業ごとに関係する課との連携を図りながら推進しているところです。

外部機関につきましては、4部門、36団体から構成する波佐見町文化協会をはじめ、児童合唱団や子ども劇場、読み聞かせの会などがあり、それぞれの団体が創意工夫し、自主的に活発な活動をなされ、多大な成果を残しておられます。

法の基本理念では、活動団体の自主性の尊重、創造性の尊重、鑑賞環境の醸成、文化芸術の保護などがうたわれており、教育委員会としても団体との連携や側面的な支援を行い、その推進を図っているところです。

規模の大きい文化芸術活動におきましては、文化協会をはじめとする町民参画の外部機関と教育委員会との連携により実行委員会を組織し、事業の推進を図っております。外部機関の活動に対しましては、それぞれの団体活動の自主性を尊重しながらも、行政としては施設の貸与や財政の支援をはじめ、側面的な支援を行うなどの協働体制を整えることで、文化芸術活動の振興を図っているところです。

今後においても、本町に創設されている教育文化基金の活用による財政的な支援を行い、さらなる活動の充実とその推進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

今の教育長の答弁で、波佐見町の文化意識の高さといいますか、そういうことは確認できたと思うんですけども、今、内容を聞いておっても、非常にやっておられる。だから、いっそ基本となる、あるいはシンボル、そういう形で基本条例というのの制定はつくられたほうが対外的にもいいんじゃないかなと。今後いろいろな形で発信しなくちゃいけないところが出てくると思いますので、おたくには文化条例があるのかと聞かれたときに、ありますよと、こういうことなんですけど。内容的には今おっしゃったとおりなんでしょうけども、その辺はひとつ考慮、お願いできますか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

ただいま答弁をいたしましたように、この基本法が制定された基本理念というのを申し上げますけれども、まず、自主性の尊重、活動しているその人たちが、自分たちでしっかりと自主的に活動できる、その支援を行う。それを尊重する。あるいは、鑑賞環境を整えること。また、創造性、いろいろな町民、子供たちが創造性豊かに育つために文化的なもの、芸術的なものを行うという、そういうものの尊重などなど、基本理念というものをしっかりと捉えた細やかな活動をしておりますので、あえて条例を制定をしてそれを推進するというようなことは必要ないのではないかと。それよりも具体的なそういう活動をいかに支援し、それを醸成していくかというふうなところに力を入れているというのが現状でございますので、このことを推進し、よりよい充実した文化芸術の振興というものを図っていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

これはよくわかりました。

それでは、先ほども答弁にもありましたけれども、社会教育団体、これに対しての補助金を行われておりますけれども、波佐見町児童文化振興事業団に対して、26年度から増額されて、ずっと増えてはきていたんですけれども、7万から45万という数字が出ておりますけれども、これになったいきさつというか、あられましたらお願いいたします。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

先ほど教育長が答弁しましたように、文化の振興という面から、特に40万ほど増額したのは、波佐見町に児童文化基金というのがございます。数年来、積み立てて、3,800万ほどの基金がございしますが、有効活用して、今こそ芸術文化に力を入れるべきじゃないかというのを判断いたしまして、基金の取り崩しをして26年度から行っているという状況でございます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

文化とまちづくりという視点からですので、元気な町というのは、元気な子供たちがつく

っていく面もあるんじゃないかなと、そういう元気な子供たちをつくるためにはどうやったらいいのかと。先ほど町長の弁にもありましたけども、スポーツでは十分な活躍をされています。スポーツもあり、芸術もあり、文化、音楽もあり、多種多様な形があります。それを見て感動したり、感激したり、あるいはスポーツそのもの、あるいは芸術そのものを楽しんだり、感動したりすると、そういう点があるんじゃないかなと。そこにひとつ、せっかくこういう26年度から増額されているわけですから、そういう子供たち、子供たちばかり言うであれですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

心の豊かさとか、あるいは人と人とのきずな、そういうものが求められるのが今の現代でございます。したがって、議員がおっしゃいました感動とか、あるいは生きる喜びとか、あるいは感性、そして壇上でも申しましたように創造性、そういうふうなものをもたらすのはやはり文化ではないかと、あるいは芸術ではないかというふうにも捉えております。したがって、そういう感動する心とか、あるいは創造する心、あるいは感性豊かな心というのは、やはり何事も素直に受けとめる子供の時代というふうなものが一番大事なのであって、その子供の時代に本物の文化芸術を与える。そういう環境で子供たちを置くということは大変重要なことであるというふうに思っております。

したがって、議員も推進しておられますように、この文化芸術というものは子供を中心として、もちろん町民含めてでございますが、大事にしながら、その振興をしっかりと図っていきたい。そのためには十分な、十分というふうな予算は今後のことになりますけれども、さらに教育委員会としても後押し、支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

先ほどの御質問で、約40万ほどの増額につきましては、文化の基本となります読書活動に20万、そして芸術鑑賞、生の芸術鑑賞の提供ということで20万を増額して、子供を中心に文化活動の活性化に努めているというところでございます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

今の答弁を聞いて、思い出したというか、考えていたといいますか。一つ提案なんですけれども、子供ミュージカルというのを立ち上げたいかがでしょうか。ミュージカルというのは、皆さん御存じ、この間「ブッダ」がありましたけれども、いわゆる総合芸術であり、いろいろな人が参加できる。大人から子供まで。その中で、歌いもあり、芝居もあり、ダンスもあり、いわゆるいろいろな形が表現できると。そういった点でミュージカルというのは本当にいいんじゃないかなと、私はそう思っております。総合芸術であるミュージカルの実現のために、ぜひ、一朝一夕には、来年すぐできるというものではないんでしょうけども、ひとつ御考慮ください。

そのためには、やっぱり素人集団といいますか、全然知らなかったらやっぱりミュージカルって難しいですから、先ほど言ったように総合芸術であるものですから難しいと思いますので、最初はプロでやられているところといいますか、ミュージカルの専門家というのを招聘されまして、あるいはこちらで活躍しておられます文化協会なり、婦人会なり、児童文化の団体なりに声をかけられていくと。そういう勉強というか研修もされる機会もつくられたらと思うんですけれども、その辺の考えはいかがでしょう。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

御提言ありがとうございます。やはり文化芸術の振興というふうなものは、私ども教育委員会としては、総合的、計画的に行っていくということを基本に置いております。したがって、今、御提言いただきました子供のミュージカル、そういうものも一つの案として受けとめさせていただきまして、今後の検討等の中に含ませていただきたいというふうに思います。

また、芸術等についての勉強会をしたらどうかという御提案ですけれども、一考させていただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

それでは、次の観光立町元年の2番に移らせていただきます。

先ほど町長もおっしゃったんですけれども、平成13年、「来なっせ100万人」を提唱され、そのときは48万、50万弱ですか。それから13年たった平成26年、観光立町元年を宣告された年に85万ばかりという数字が出ました。観光事業に対しては、いろいろな事業、いろいろな自治体、今、取り組んでいるわけですよ。波佐見町はその点はいち早く乗り出されましたというか、こういう形でやってこられて非常に良かったと思うんですけれども。

この間、長崎の市長の田上市長が講演で話されたことが新聞に載っていたんですけれども、これを読みますと、最初に、いろいろな課題に取り組むためのと、解決のためにということで、まちあるき観光と、長崎さるくという名前でやっておられると。これも波佐見はいち早くウオークラリーとかをやってられて、あるいは中尾のまちも歩くと、こういうこともやっておられると。2番手が資源みがき。いわゆる軍艦島が世界遺産ですか、それになって、その他いろいろな観光資源の磨きという。これも波佐見町は、さっきの答弁にもありましたけれども、いろんな形でやってこられているというふうで、非常に波佐見町はよくやられてると、こう思うんですけれども。そういう意味で、いろんなライバルといたらおかしいんですが、いろんな形で観光事業に対しては競争していかなくちゃいけないんじゃないかな。そういう時代に来たんじゃないかなと思うのですけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

今、おっしゃいましたように、確かに長崎市長さんが提唱されておりますように、まちあるき、あるいはその観光資源の磨き上げ、ブラッシュアップ、そういったものを当然行っておるわけでございます。それと、先ほど申されましたように、他市町との競争、競争というよりは、やはり本町における素材を磨き上げるということと、それからそれを迎え入れる体制づくり、あるいは町民の皆さんのそういった自主性といいますか、そういったものの体制の構築というのが今後の課題かなというふうに思っておりますし、その点につきましても今後十分に町としましても支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

もう一つ、新聞の発表なんですけれども、本県と、長崎県と佐賀県が地方創生で連携協定というのが載っていたんですけれども、その中に特に波佐見焼と有田焼と一緒にやっていくと。観光、温泉も加えてという形でやっていくというふうに書いてあったんですけれども、これについては、今どういう形で考えておられるのか、お願いします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

今回、有田町と連携して行っております事業につきましては、全国で16のモデル事業としての採択事業でございます。主に事務局につきましては、有田の商工会議所の中に設置されておりますNPO法人まちづくり会社のほうが事務局を持っておられまして、主は、有田町が受けまして、そこにコンサルタントが入りまして、内容についていろいろな、現在、波佐見、あるいは有田における問題点の洗い出しや観光素材の磨き上げ、そういったものを現在研究、討議をしているところでございまして。事務局の打ち合わせが、今、1回ございまして、その後、それぞれの波佐見、有田の現状を見るということで、それぞれの委員さんが町を見て歩いたというところまで現在進んでおるところでございます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

これは歴史的な流れなんですけれども、明治維新のとき廃藩置県がありまして、1876年から7年間、佐賀県と長崎県が一緒に、名前は長崎県だったということが書かれてあったんですけれども、そういう意味で、今、商工課長がおっしゃったんですけれども、ぜひ、有田町に負けないぐらいのエネルギーと力で、やっつけろとは言いませんけれども、そういう強い気持ちでやってもらいたいと思います。

そういう意味で、結論になるんですけれども、いろいろな形で、今、例を二つ出したんですけれども、観光事業は非常に忙しくなる状態になると。それにしても、観光協会のさっきおっしゃった人的なもの、あるいは支援的なものが少ないんじゃないか、足りないんじゃないか。ぜひ強化してほしい、支援してほしいと思うんです。何でも物事をする、成否は人、物、金と言いますので、ぜひ、人と、物というのは観光資源の磨きでしょうけれども、お金、支援体制をぜひ強化してもらいたいと思うんですけれども、具体的にいつからやるというよ

うな案があられたら、あるいは、また近い将来という形であられたら、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

先ほどの町長の答弁にもございましたように、実はその人的な不足というものは痛切に感じておりまして、今年度の当初予算の中に、観光協会の運営補助の中に1名増ということで考えておったわけでございますけれども、途中、一時採用はしましたが、本人の都合によりましてまたやめて、現在また非常に事務局の人員不足というのが発生しておりますし、加えてその事務局長が健康面でたゞいま不在にしておりますので、その点につきまして、各方面にも声かけをしながら人材を求めているわけでございますけれども、残念ながら今のところ採用できていないと。

ただし、9月に入りまして1名の女性の方が入っていただきまして、臨時的でございますけれども、急遽そういった数においてはカバーしておるところでございますが、今後とも業務というのは増えるのは確実にございますので、そういった人員、あるいは処遇改善についても十分に検討を加えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

ぜひお願いします。町長もいつも、日ごろおっしゃっているんですけどもね、今、非常に調子がいいと、波佐見町は元気があるとおっしゃっているのですから、ぜひ、そういう今の現状をますますよりよいものにするためにも、観光というのも必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、水道行政についてでお願いいたします。

これは14年の4月の全国平均が出ていたんですけども、20立方メートルで3,196円、全国平均が出ていたんですけども、波佐見は今、20立方メートルで幾らですかね。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

波佐見町におきまして20立方メートルは3,990円となっております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

今おっしゃられたように、やっぱり全国平均でも高いと。それはさっき町長のほうから答弁で、その仕組みとといいますか、内容とといいますか、は理解できたと思うんですけども、今後ますます、やっぱり老朽化、あるいは人口減による料金収入の減ると。非常にマイナス要素ばかりあるみたいなんですよね、水道行政というのはですね。

一つ問題なのが、たくさんあるといいんですけど、ほどほど、ちょうどいいぐらいだったら、水がかれたら節水せると。そのかわり、料金はほどほどに納めてくれというような、水道は使い方とといいますか、扱い方が非常に難しいわけでございます。

ちなみに、料金のことを言っただけなんですけれども、10立方メートルで最高の町が群馬県長野原町で3,510円、一番安いところは、何と兵庫県の赤穂市なんですけれども、367円と、こういうふうに非常に格差があるといいますか、自治体ごとに格差があると。この辺は、ひとつ、いろんなところ今データがあると思うので、調べてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議員がおっしゃられたとおり、10立方メートルで一番高いところが群馬県3,510円、最低が兵庫県の赤穂市で367円となっております。波佐見町でいいますと、1,830円の価格となっております。これは各自治体によって違うと思うんですけども、水道原水ですね。原水が近くにあるか。また、川からとっているか、ため池など、水源があるところからとっているか。それに対して整備、その水がきれいかどうかで浄水の仕方がありますので、それぞれの市町村によって価格が違うと思います。波佐見町で今1,830円と言いましたけれども、経営的にも満足できるような価格を設定しているところでもあります。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

水は生活に欠かせない命のインフラと、非常にインフラの中でも最も大切じゃないかと言

われるぐらいのものですから、ぜひ、今の単価を維持されてもいいでしょうから、良水とい
いますか、常に水の供給をされるような施策をやってほしいと思います。

ちなみに、また料金なんですけれども、20年で約2割、全国的に上がったと言われている
んですけれども、本町の場合、やっぱり2割ぐらい、20年間で上がっておりますか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

高い料金だったので、22年に下げたわけですね。さっき言いましたように、約9.9%、
10%ぐらい。それで、そういう中で原水が限られているわけですね。だから、その原水を安
定して、そして安い形で給水するというのが一番理想ですけれども、やはり投資した分の費
用対償却、そういうことがあるわけですね。やっぱりずっと昔の石綿管ということで、配管
を全部、その間にずっと計画的にかえてきたわけですね。今そういうあれができてきて、あ
とは、そういう原水確保のためと、やはり安定して高品質のあれをする。来年度、約3億か
けて浄水設備をやるように計画をしているところでございます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

料金に関しては、やっぱり一番心配というのは、急に上がるわけ、たたき上げですね。急
に来年から、例えばその300円上げる、500円上げると、こういったことがあると、非常に町
民の皆様も不安になるんじゃないかなという気持ちがありますので、急に上げなくていいよ
うに、その辺の、ずっとおっしゃっておられるように、なかなかその料金の設定も難しいと
いうことがありますので、急に上げないということだけを守ってほしいなというような考え
があるんですけれども、いかがでしょう。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

絶対そういうことはあり得ません。公共事業でございますし、そして絶対毎日の生活に不
可欠な水です、命です。そういうものを、ちょっと何か都合があったから上げるというこ
とは一切ありません。そして上げるためには、下げるときにしても、ちゃんと長期計画、そう

いう計画の中で議会の了解を得て承認をいただいて、そして住民の皆さんの理解を得てやっていきますので、そのことは全く、来年度それだけの投資をして、29年から稼働をする予定でしておりますけれども、それを投資をしたからということで水道料金が上がるということは考えておりません。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

最後になりますけれども、再度、教育長に子供ミュージカルをひとつ考えてほしいと。これはどう考えてというか、本当に素晴らしいんじゃないかなという気持ちがしておりますので、ひとつ前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

先ほどから申しました、ありがたい提言としてお受けいたします。実際に波佐見の児童合唱団もしっかりとミュージカル、創作ミュージカルを、波佐見児童合唱団ならではのミュージカルをやっておりますので、そういう意味では、提供もしておられますし、環境を整えるというふうなことについては我々でやっているつもりでございます。

○議長（川田保則君）

以上で、2番 中尾尊行議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 百武辰美議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。本日は2項目をさせていただきます。

まず、第1点目、地方行政情報の伝達手段についてであります。

現在、町の行政情報は、町広報誌、有線放送、掲示物、各種報告書など、さまざまな手段で町民に伝えられておられます。最近ではラインを活用した手法を導入されておられます。行政情報が町民に広く確実に伝達され、情報の共有化を図ることが、町発展には不可欠と考えて、以下の3点を質問します。

まず、1点目、最近導入されたラインの登録状況及び町民の反応はどうか、お伺いいたします。

2点目、広報誌は現在自治会を通じて配付をされています。配付されていない町民には今後どうするのか、お尋ねをいたします。

3点目、有線放送は町、自治会などの情報を確実に伝達できる有益な手段であります。近年、有線放送の改修時期を迎えた自治会の中には、無線化をして維持の負担を軽減できないかという自治会もあるようです。費用対効果の面からも無線化できるところから導入をしたのがよいと考えるがどうか、お考えをお尋ねいたします。

大きな2点目です。町と自治会の関係についてであります。

地方自治を推進していくためには自治会の協力はなくてはならないものと思われま。毎月、自治会長会議を開催され、意思疎通は十分図られているものと思われま。今後も自治会の果たす役割はますます重要になってくると考えられますが、条例などにおいて、この町と自治会の関係はどう位置づけされているのか、お尋ねをいたします。

また、自治会加入促進について、町としての考えをお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 百武議員の御質問にお答えいたします。

まず、町行政情報の伝達手段について。

現在、町広報誌、有線放送、掲示物、各種報告書、最近ではラインを活用した手法を導入されていると。行政情報が町民に広く確実に伝達され、情報の共有化を図ることが町の発展のために不可欠である。そういう中で、最近導入されたラインの登録状況及び町民の反応はどうかという御質問ですが。

町の行政情報は、波佐見町事務連絡に関する規則に基づき、配付物等は自治会を通じて加入世帯に配付されていますが、自治会に加入されていない約600世帯は配付されていないと見込まれます。この情報が伝達できていない状況を少しでも解消できるようにするため、ホームページへの掲載、コンビニへの配置も行い、本年4月からはラインを使って広報誌の暮らしの情報を中心に周知に活用しています。

現在、ラインには176件の登録があり、それぞれ活用されているものと思われませんが、町民や利用者等からの反応は特にありません。今後は利用できる情報の内容も少しずつ充実を図り、利用者の利便性を向上させたいと考えています。

次に、広報誌は現在自治会を通して配付されている。郵送、その他の方法で配付を検討する考えはないか。今後の対応をどうするのかという御質問ですが。

広報誌の配付については、自治会に加入されている約87%の世帯については自治会を通して配付を行っています。また、その他の方法としては、町内全てのコンビニエンスストアへの設置や、役場にとりに来られた方には直接お渡ししているところです。郵送につきましては、多くの事務量と経費を要することから現時点では郵送は考えていませんが、さらに自治会への加入促進を図っていきたいと考えています。

次に、近年、有線放送の改修時期を迎えた自治会の中には、その改修の維持、負担が大きいというようなことで、費用対効果の面から無線化できるようにできないかというような御質問ですが。

各自治会の有線放送設備維持管理には相当の負担がかかっていることは理解しており、各世帯への戸別受信機を設置すれば解消できますが、現時点では費用的に約3億円以上が必要との試算をしており、コストの面から導入の方向に進んでおりません。また、無線化できる自治会から段階的にとの質問もありましたが、現設備の改修や運用上の実務が煩雑になることなどが見込まれ、整備手法の選択肢としては考えておりません。

しかしながら、先般ケーブルテレビを運営している事業者の情報を得ることができ、技術が進んだ光ケーブルの施設を活用し、各自治会の有線放送システムが運用できる技術があるとのことで、今後、研究する余地もあるものと思われしますので、提案書などの情報を入手できるよう事業者に依頼をしたところであります。

次に、町と自治会との関係について、毎月、自治会長会を開催され意思の疎通を図られているが、今後ますます自治会の果たす役割は重要になってくる。条例などにおいて町と自治

会の関係はどう位置づけされているのか。また、自治会加入促進について町としての考えはという御質問ですが。

現在、各地区が運用している郷自治会及び自治会長制度は平成12年度から行っているもので、それまでは郷総代及び町が委嘱した駐在員制度でありました。時代の変遷とともにその時々地域の地域自治に対応したほうが効率的との判断から、現在の制度に移行した経緯があります。

地方公共団体を組織している自治会については、法的な規定に基づくものではなく、原則、任意団体です。ただし、自治会が所有する不動産の登記を行う目的で、自治会を地縁による団体として法律に基づく法人組織として認可する制度があり、現在七つの自治会が地縁団体の認可を受けています。

また、町の条例におきましても自治会を位置づける規定はありません。したがって現在の自治会と町とは法に基づく地方公共団体と法の定めのない任意団体との関係にあり、その信頼関係をもとに諸事業の推進を図っている状況であります。

自治会加入促進につきましては、現場の加入率が87%であることと、加入率が低下傾向にあることは、町としましても憂慮すべき事態であるとの認識であります。

また、自治会にとりましても環境保全活動のコミュニティ活動運営に幾分支障を来している状況も見られ、自治会としても個別に勧誘をされるなど苦慮されている実態があります。加入率の低下は、近年、特にアパートの戸数が増え、入居者が自治会に加入しない実態が多く見られることが要因の主なものと考えられます。

町では、町外からの転入者には役場の窓口でパンフレットを配付し、自治会の役割をお知らせするなどして加入していただくよう促しています。また、アパートのオーナー会議を開催し情報交換を行いましたが、会議への出席も多いとは言えず、本件に関するオーナーの意識も多様であり、効果を上げる抜本的な取り組みには至っておりません。平成24年度から実施している定住奨励金の交付に当たっては、戸建ての住宅がほとんどですが、自治会加入要件としており、相当の効果はあっていると思っております。

いずれにしましても、自治会加入促進は持続的な課題として位置づけており、各自治会と連携した取り組みが必要だと考えています。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは関連質問に移らせていただきます。

まず、1番目の町行政の伝達手段の中のラインについて今お伺いをいたしました。まだ始まったばかりですので、176件、特に反応がないということですが。SNSの一種なんですが、これは非常に便利でございます。特に若いもんはスマホを使って情報を伝達するという習慣がついておりますので。このラインを今後どのように発展させるおつもりなのか。もしお考えがあればお伺いしたいのですが。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

このラインにつきましては、運用を開始してから、運用を開始いたしましたのが本年の4月からでございます。現在のところ、広報誌の最終ページにありますいろんな情報の部分を掲載をいたして周知を図ろう、利用していただくという趣旨でございます。私の個人的な考えなんです、現在まで176件の登録があったというのは多いほうじゃないのかなという、私はそういう認識をいたしております。現在の若い人は特に自治会に加入していない可能性が高いようにも思われますけれども、こういったツールといいますか、手段を使って情報を得るとするのは皆さんも得意とされているところだと思いますので、今後におきましても、このラインに関しては可能性がある情報についてはできるだけ載せていって、自治会に加入をされていない方に情報を提供するという方法をとっていきたいと、そういう考えでおります。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

先ほど課長のほうから、179人は決して少ない数じゃないとおっしゃいました。関連して調べてみますと、今、首相官邸もありますよね。ライン。これが362万人、約です、大きな大都市の福岡市でも3万4,000人程度ですから、二、三%のところかなというところですので、登録状況はまだまだ今からだろうというふうな感じをしておりますので、ぜひ、これを育てていっていただきたいと思います。

ただ、僕も使ってみまして不便なところがあるので、ちょっと細かいところですが質問し

ますと。

例えば、9月のラインをあけてみますと、9月の予定表を本日更新しました。特定健診の集団健診が9月3日から10日まで行われます。詳しくは広報誌の「波佐見」か町ホームページをごらんくださいということで終わっております。今のスマホの特性を見ると、ワンクリックが基本ですから、できれば、その案内の下にそこに飛ぶようなアドレスをつけるとか、ちょっと手間はかかりますが、そういうふうにして順次改善をしていけば、若者ももっと溶け込んでくるし、必要な情報がそこでぽんと飛びますから、そういうふうな工夫をされたらどうかと思います。

いい情報が流れているのは、7月はがんばる券の周知をしておりますし、8月が臨時福祉給付金だとか、子育て世帯の特例の給付金の案内もされてはおるのですが、そこから飛ぶ手段がなかなか難しいというところで、そういう改善に関しては今後どのような、人的も要るでしょうが、お考えでしょうか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

貴重な情報をありがとうございます。実を申しますと、私はまだガラケーのタイプでございまして、スマートフォンの使用ができていない状況で、私も実際使ったことがないので、そういう利用の価値といいますか、程度がどの程度のものかというものが個人的にないというのはちょっと申しわけないと思いますけれども。そういった御提言等をいただきましたので、今後はどういった方法がどこまでできるのかというのは、当然研究をして、あるいは必要な手間とかそういったところもありますので、どこまでできるのか、どういった手法をどこまでやったほうが一番効率的なのかということをちょっと研究をさせていただきたい。できれば、おっしゃったように一つの画面でできるだけ多くの情報が得られるような方法をできるだけ考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

こういう情報格差がどんどん重なって、特に我々の年齢になると、本当にどこをどうしたらいいのかというような思いをいたしております。しかし、我々の同級生でも東京の人た

ちはどんどんやっているんですね。だから、こういう状況と、やはり何か我々の年齢でも興味関心があるようなことがあれば、それになじんで、そして今おっしゃるような意見要望を若い人たちが工夫をして、そして提案をしていくということで、私は今、ゆるキャラに一生懸命お願いをしたりして、なれていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

ぜひ、総務課長、スマホにかえられて、担当のところですから、ぜひ研究をなさったらいかがかと思います。

それから、もう一つ、そのラインの中で、今、防災メールをメールで流されておりますね。こういうふうなものに、例えば災害があったときにラインを通じてできないのかという考えがあるんですが、そういう防災メールとラインの連携なんかというのは難しいんですか、今の段階では。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

技術的なことになってくると思うんで、そこまでできるかできないかについては、ちょっと今即答できません。ちょっと研究をさせてください。わかれば、わかり次第、お答えしたいと思います。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

よろしく申し上げます。

それでは、続けて広報誌のことでまいりたいと思いますが、答弁では、今後自治会の加入の促進をして、そこで広報誌を広めたいということでしたが、なかなか、町長なんかも御存じのように、加入促進自体が難しく、減少傾向にある中で、この広報誌という問題が出てきたということに理解をしておりますが。

まず、約87%ということで自治体加入率を伺いましたが、実数がわかれば、わかった時点のところでもいいですから、実数がわかればお伺いをしたいんですが。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

自治会の未加入者の数については、現在の約600という数字あたりをいつも使っているんですけども、正確に未加入している方が何世帯あるかという数字は把握はしておりません。現在私たちが使っているこの未加入者のおおよその数字につきましては、住民登録の世帯数から、各自治会に配付をお願いをしております数、その実数を引いたところが約700ぐらいあるんですね。700の中には、個別に言いますと、大きな施設、老人ホームとか、病院とか、そういったところで、世帯とは数えがたいようなところが大体30から40ぐらい、40から50ぐらいありますけれども、そういったものは、ちょっと世帯の数から除く。あるいは住民登録の中には、同居をされていても住民登録だけ別世帯として登録をされているという方がいらっしゃるんじゃないか。そういったものを、要因を除けばおおむね600世帯ぐらいではないかと、そういう形での未加入世帯の数字を捉えております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

未加入者の数は大体わかりました。それで、その四千何がしという数字は一般世帯ですよ。その町民という捉え方をしますと、やっぱり町民税を払っていただくという町民という格好が一番なんでしょうが、ただ、もう一つ、法人町民税をいただいている事業者がありますよね。その町の発展のためには、やっぱり事業者の協力も必要だということで、やっぱり月1回ぐらいは町の情報も何らかの形で届けるべきじゃないかという御意見の方も事業者の方でいらっしゃいました。僕もそう思います。とりわけ、住まいは外にあって、事業所だけこっちにきてという経営者の方とかがいらっしゃいますから、特にそういう方たちは別の形で配慮をして、町の今の行政情報はこうなんだというところでお伝えすべきかなというふうに、今後の町のためには思うんですが。

その事業所の数をお聞きしますが、法人町民税ですね。概略で結構ですから、法人町民税をいただいている事業所が大体どれくらいあるのか、わかればお伝えをいただきたいと思いますが。

○議長（川田保則君）

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

済みません、今のところ、資料はあるんですけども、ちょっと探して、後ほどお伝えしたいと思います。済みません。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

数は聞けばおわかりですから、後でお知らせをいただければいいのですが。先ほど言いましたように、やっぱ町外の方の流入もあるし、町外の方の事業者もありますから、その辺のところは自治会の配付と別の形で、町外の方には特にもう少し気を使ったほうがいいのかなというところがございます。

それから、もう1点、問題じゃないんですが、今、県の広報誌関連ですが、「ながさきたより。」というのと一緒に配られていますよね。この県のホームページを見れば、「ながさきたより。」にこう書いてあるんですよ。自治会経由による全戸配付をしていると書いてあるわけですよね。県のホームページにはね。県のことですから、参考程度でいいんですが。この「ながさきたより。」の扱いは町ではどうされていますか。町の広報誌扱いなのか、それとも全戸分もらって、それを自治会に分けてという格好なのか、その辺はどうなんですか、今。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

「ながさきたより。」につきましては、県の広報課のほうからうちの企画財政課のほうに送られてきてまして、それを町の広報誌とあわせて送っておりますので、いわゆる自治会に未加入の方については、広報誌と同様、届いていないというふうな状況にっております。現状はそういうことです。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

できれば、こういった形で全戸配付が広報波佐見を含め理想だとは思いますが。方法論はい

ろいろあるでしょうが。

それで、近隣の市町村の対応はどうか、ちょっと調べてみたんですが、町村あたりはまだ自治会が多いですね。僕の調べたところによりますと、長崎市、雲仙市、五島市あたりは、民間委託を含めて全戸配付という形でされているようです。佐世保市あたりは、それに向けて、ことし、世帯調査あたりをされている状況ですので、いきなりと言いませんが、先ほど言いました自治会に当面頼るのは頼らんばいかんでしょうけど、減少傾向にあるというのと、その外部の外から来られる、波佐見に企業のある方への対応などをよく考えられて、今後できるだけ全戸配付に向けて取り組みをもう一度、御一考いただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、有線放送に続きます。

先ほど有線放送を無線化したらどうかというところでお伺いをしたんですが、制度的なところがあるから、ちょっと当面難しいだろうということですが。現状、今までの経過をちょっと確認をしたいんですが、波佐見町の地域振興事業補助金で、有線放送あたりの補助をされております。実績を拾うと、26年度では430万ぐらい。これもその他を含めれば、多分戸別の対応になるかなど。25年もそうですね。ただ、23年に大きなことがあっておりまして、実は志折郷の有線放送の全面改修ということで、587万4,000円というお金が出とります。

これはお金は、まず質問なんですが、これは、この580万というのは町の負担分の金額と考えるとよかわけですかね。地元を除いた町の負担分が587万ということで考えるとよかわけですかね。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

大幅な全面的な改修につきましては、年次計画で前年度、また、その前から額を出していただいて、多額になる場合には2年度に分けて行ってもらうとかいう形で、ほかの地区においても、志折郷だけでなくほかの地区でもそういった形で取り組んでいただいております。町の支出についてその予算を計上しているわけですので、町の負担分ということで。ですから、その分、また地元の負担も生じているということでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

そうなりますと、多分ここは地域区分は変わっておりませんか、587万4,000円で地元負担がどのぐらいなのかと、65%として計算したときに、その地区の方は、この有線放送の改修に316万ほど地元負担金を払われているような計算にはなりません。計算は、実際よくわかりませんが。

この地区は、皆さん御存じのとおり、人口は少ないんですが、非常に広範囲なところにある地域です。これは僕は何でこう言うかという、これは有線の改修に限って言えば、田舎のほうが、地方に行けば広いですから、当然改修費はかかるわけですね。かかるわけですから、やっぱりその無線化がどうこうという話も、技術的な問題も大事なんですが、要は地元負担ができるだけかからないような方法をやっぱりこれから考えていかんといかんとやろうと、もうざっくりばらんに言えばですね。一遍にすれば3億かかるんですが、年次的に技術的なことを解決すれば、できるところからやるという方法もありますし。

まず、第一は、先ほど、有線放送の管理の問題なんですが、これは消防無線の管理規程によりますと、有線の管理者は、有線放送の設備については地区の有線放送管理者ということになっておりますから、恐らく地区の持ち物だというふうに理解ができます。ということになると、やっぱりその管理者の方からもし申し出があって、こういうことを検討できないかとなったときには、町のあれもあるでしょうが、一旦やっぱり検討すべきなんだろうというふうな考えはあるわけですね。管理者が向こうですから。3億という値段は、恐らく町が全部して3億でしょうから、その辺の、やっぱりできるだけ地域に負担がかからないような今の有線放送の改修のあり方。もちろんその有線放送の改修を全部町が見るというならまた別の話ですけど。だから、地域がそういう問い合わせがあったら、真摯にやっぱり検討してみるといことも必要かと思いますが、その辺に関してはいかがですか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおり、戸別受信機を導入をした場合については3億、もしくは場合によっては4億ぐらいの費用がかかるんじゃないかという試算をしておりますけれども、現在、各自治会が運用をしていらっしゃる有線放送の設備は、そこからは各自治会の負担で、各自治会の管理でなさっているわけですね。それを町が行っております防災行政無線に乗っかってや

っているということですね。

ですから、この有線放送設備を全くなくして、それから戸別受信機にするということになれば、当然、各自治会の機器の管理の部分はごく限られたものだけになってくるだろうと思いますので、費用負担は当然減ってきますし、当然その3億なり4億なりの数字そのものも町が本来負担すべきものだ。戸別受信機を導入するに当たって、地元の負担、あるいは各世帯の負担をどこまで求めるか、求めないか。それについてはまだ具体的な方向性があるわけではありませんけれども、基本的には防災行政無線の運用ということですから、戸別受信機ということになれば、町がおおむね負担すべきものなのかなという考えは今のところはあります。

それから、質問の趣旨に合っているかどうかわかりませんが、町長の答弁にもありましたように、現在ちょっと別の技術があるという情報を得ましたので、それに関しては資料を出していただくようお願いをいたしまして、現在ちょっとそういった過程にあります。それは全くといいますか、防災行政無線の戸別受信機の無線の考え方ではなくて、有線の考え方でありますので、その分については、ちょっとまた今後検討の余地ありかなというふうなことで思っております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

先ほど、光ケーブルを利用したやり方もあるということですから、やり方はいろいろあるでしょうから、趣旨検討されて、確実にその情報が届くような、毎日ですね、方法を少し研究されて。できれば、できるだけ地元負担がないような形で少ないような。無線にしても、自治会によっては今までの分は負担してもいいんだよという方も一人、二人はおられましたので、そういうふうな柔軟な地域との連携も考えながらやられても結構かなと思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

それから、無線機の利点もありますよね。利点、有線の利点もありますから、その辺も費用対効果とあわせてよく考えないと。我々も一つずつ無線機をもらっていますが、実験のために、非常に便利ですよ。どこを持っていてもいいし、電池でも対応できますから、災害時なんか、それを持っていけば、防災情報は伝わるわけですから、そういう利点もあります。もちろん、そのいろいろな今までのやり方との変換の技術的なこともあるでしょうから、

利点とか全部含めてもう少し考えられたらどうかと思います。

それでは、2番目の町と自治会の関係に移りたいと思いますが、町長の御答弁にあったように、公的には任意団体と地縁団体、それはそうだと思います。

それで、一つお聞きしたいのは、今、自治会長会が毎月開催をされております。僕はあんまり眺める機会がなくて、眺めたことはないんですが。今後のそのまちづくりを進める上で、この町にとって、その自治会長会はどんな位置づけで、どんな役割を果たしているか、今の町長のお考えをお伺いしたいんですけど。今後のまちづくりにおいてです。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

今後のまちづくりという、いろいろなまちづくりをするにしても現状分析をせないかんじゃないか。実態をですね。それを調査したり研究したりということじゃなくして、やはり常日ごろから自分たちが不便に思っている、こういうことをしていただいたらというようなことと、町としては、文書でばかりやっても意が通じないところもありますし、自治会のあり方とすれば、当初私が10分間ばかり行政報告をして、そして、その中と、その記載に載っていないでちょっと印象に残ったこと、感動したことなり、皆さんにお知らせしたいなということをやります。それから、各課長が皆さんにお知らせしたいことですね。広報に載っていることとか、有線放送でやるようなことを自治会長さんたちにやって。それから、あと皆さんたちの自治会長の意見、そして、また各地区の要望とか、そういうようなことをやっているところでございまして。

そういう中で、やはり重ねていくと、こういうことをやるとする前に、自分たちで合意形成をせないかんとか、例えばこういうことのする費用はこういう形でいいのかと確認をするとかですね。そうすると、そういうことをやっていっていることは、やはり我々の課長、管理職も、ああ、地域の実情がよくわかるということになってくるわけですね。そうすると、自分たちのまちづくり政策をするためには、やはりそういう意見を反映させる。当然議会のいろんな皆さんたちの意見も反映させながら、そして、そういうことを加味してやっていくというようなことで、そして、また、その地域ならではの特性、そういうことの御意見等もありますし、自分たちが思っていた以上のことで不便さを感じていらっしゃるなど。

そういう面では、非常にいろんな今度の地域創生にしても、いろんなことをやるにしても、

やっぱり住民の視点に立って我々がやっていけないかんし、そういう面では議会をはじめ、自治会というのは住民を代表していらっしゃるから、ダイレクトにこの意見交換ができて、非常に我々のためにもなるし、そして、地域の実態を捉える、皆さん方の考えを知ることには最高のベターな方法ではないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

波佐見は御存じのとおり、自治会ごとに非常に特色のある活動がなされて、周辺に比べても非常に自治会自体が元気なところが多いですね。だから、そこの御協力なしにはもう今後の町の発展はあり得ないということは十分承知をしております。

それから、先ほど地方創生も出ましたが、四本柱が言われておりますね。雇用対策、地方への移住、それから若い世代の結婚、子育て支援、出産、子育て支援の関係、それから時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守る地域と地域の連携。どれをとっても、この自治会の協力はこれからの地方創生を考えるのに不可欠なところですよ。

現状どうかというと、やっぱり条例上は地方団体と任意の地縁団体ということでされております。ところが、いろいろこれをやっぱり調べてみますと、やっぱり大切な自治会ですから、少し公的な位置づけは必要だということで、されている市町村も結構あります。

一つ御紹介しますと、青森県に五戸というところがありますが、まちづくり条例でここは規定してあるんですけども、そのまちづくり条例自体じゃなしに、ここでどう自治会を規定してあるかといえば、例えば第1条の定義には用語の定義をされておまして、そこに町民、自治会、自治会等、それからその他の団体、それから協働という言葉の定義づけをされています。

それで、まちづくりの理念、2条の基本理念の中にきちんと自治会の位置づけが条例にされているところがありますので、ちょっと読みますと、まちづくりは、町民、自治会等、その他の団体及び町が協働を基本とし、次に掲げる事項を重点的に育て守ることを目指して行うものだとしますというまちづくりの基本理念をきちんとこの基本条例の中でうたっているところもあります。

もちろんこれが最適かとは申しませんが、長崎のこの郡部のほうだからできる、今ならできそうな条例ですから、もし、このこういう制定ができれば、きちんとした位置づけを、

自治会をして、それに町と町民が加わるような、もっと力強い町になるんじゃないかと思って、その参考のために申しあげましたんで、もし、そういう条例的にきちんと、この五戸の例もそうなんですけど、もう少し研究していただいて、自治会を公的にもう少しきちんと位置づけられるようであれば、今のうちにしていただければ、先ほど言ったその自治会の加入促進にも大いに寄与するかなというところで思っておりますので、この辺の研究をお願いを、これはもうお願いですから、お願いをされたらどうかということで申し上げておきます。

それから、もう1点、これは質問なんですけど、関連ですけど、今、自治会には地域振興の事業補助金と、それから自治振興補助金というのがありますよね。僕は、ちょっとこれは確認と質問なんですけど、この地域事業補助金に対しては、ちゃんと実施要綱が例規集に載っております。ところが、この自治振興補助金は僕はどうしても見つけられなかったのですが、この実施要綱があるのかどうか。これが例規集に載っているのか、載っていないのか。また別のところに一緒になっているのか。その辺はちょっと例規集の関係ですがお伺いしたいんです。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

議員がおっしゃるように、その自治振興補助金につきましては、以前の自治会、地区ごとの事務的なもの、そういったものでの交付を行っていたと思います。補助金の交付要綱等について、これがきちんとありますよというのをちょっと私も確認はとれておりませんので、ちょっと確認をして御回答したいと思います。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

後で調べられていいと思いますが、僕は2時間も3時間も見ましたので、多分ないと思います。ということは、そこは例規集、片手落ちですよ、整備がね。その要綱があらんばどうかという、例規集にあらんばどうかということは別として、この地域事業補助金の実施要綱は載っとるわけですから、特に自治会の補助金なんていうのは1,700万ぐらい支出しておりますから、非常に大きな予算のところがございますから、その辺の例規の整備はきちんとさせていただきたいなと思います。

あわせて、ついでに出ましたから、この例規集を皆さん、お持ちじゃないですよ。ここ議場にね。だから、それ自体が一つ問題なのかなという。我々は条例を基本にして仕事をしていますから、その条例の整備も必要なんです、その条例集を持つか、あるいは閲覧できるような格好でやっぱり我々も議会に臨まばいかなとかなというところは、常々我々議員の中では話がありますので、その条例の整備とあわせて、その辺も一緒に御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

要綱に関して載っていないというのは、もし、あるのに載せていないというのであれば、こちらの手落ちではないかというふうに思います。それはちょっと確認をしてみたいと思います。まず要綱があるのか、ないのか。あれば、当然例規集に載せるべきだというふうに思いますので、そういった手続は踏みたいと思います。

それから、例規集の情報のあり方についてですが、現在、波佐見町の例規集に関しては、紙ベースのものは3冊あります。1冊は総務課にあります。1冊は議会事務局、1冊は書庫、皆さんが見れるような形で書庫に配備をしております。職員そのものはグループウェアというツールの中に例規を検索なり、見るなり、あるいはダウンロードして紙ベースに落とすこともできますし、そういった情報にしております。それから、それ以外の部分、町民の皆さんに関しては、町のホームページに例規のサイトを立ち上げておりますので、その中で、例規に載っているものは全て見るができますし、情報の更新がされたものについては、随時した情報を載せておりますので、いち早い情報が出るような形になっております。

ただし、今回、以前は町の職員、1冊ずつ例規集を持っておりました。今回そういった形で、紙ベースのものを少なくしておりますけれども、これもいわゆる行革の一つでありまして、経費節減、あるいはその事務の効率化を図るというふうなことで、そういったグループウェアなりホームページに載せれば、これまでの業務は効率的にできるんじゃないかという形で、そういうふうな形にした経過があります。

逆に、紙ベースのものがなくなると、こういったところで随時見れるということができない。それは一つの弊害かと思っておりますので、今後、紙ベースなのかどうかはちょっと別にしても、できるだけそれに沿えるような方法、手法なりを検討すべきかなというふ

うには思います。ただし、これまでの経過もありますので、できるだけ紙ベースはなくしたいという考えでおりますので、それ以外の方法があるようであれば検討したいと思います。議会のこういった場合におきましては、総務班の係長が、行政担当が出席をいたしております、紙ベースのものは1部持っておりますので、その時点でそこで確認はすることはできます。そういう状況です。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

今のお尋ねの自治振興資金、自治振興補助金ですかね。これは、この前は納税奨励金という形で納税を奨励するために、その当時で部落、郷ですね。納税組合がずっとあったわけですが、その税金を、納税の額を奨励するために、その納税額に応じて交付をしようとしたわけですね。そういうことではなくて、もう一律に、それは当然、各郷の運営のいわゆる一般財源としてお使いになっておられたということで、それを今度切ってしまうと、郷運営に非常に支障を来すということで、自治会組織になったときに自治振興補助金という形で、人口割等に応じて、総額は変えずに補助金を交付しているということで、もしかしたら要綱あたりがないかもわかりませんが、総務課長が申しますように、もし、あって、なければ、例規にはきちんと上げたいというふうに、そういったいきさつで自治振興補助金はあるということでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

よろしくお願ひします。きょうの質問で、自治会中心の話にはなりましたが、一つは広報誌、これからの検討課題だと思うんですが、広報誌、有線放送もしかりですね。例規集もしかり。要はやっぱり町と自治会がうまい連携をとって、町の発展に寄与するというのが目的ですから、ひとつ前向きな御検討をお願いをして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

先ほど、百武議員さんのほうから質問がございました法人数ですね。400件程度です。ちなみに、ちょっと古いですが、平成22年で377件、若干増えている状況です。

以上です。

○議長（川田保則君）

以上で、1番 百武辰美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。再開を、13時30分より再開します。

午後0時3分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の百武議員の一般質問の中で保留となった答弁について、発言の申し出がありましたので、これを許可します。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

午前中の百武議員のお尋ねの件ですが、先ほど副町長のほうからありましたように、この自治振興補助金は自治会の収納支援という形で実質的な運用を行っているところでございます。補助金という名称になっておりますが、実際、交付金の意味合いが大変強いものでございまして、今後、名称等も含めて、要綱の設置をしたいというふうに考えておりますので、そういう取り扱いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

一般質問を続けます。

次は、6番 藤川法男議員。

○6番（藤川法男君）

ことしの夏は全国的な猛暑になりまして、熱中症あたりが非常に心配されました。ここに来て秋の長雨ということで、本当に各地で被害が出ております。本町も秋に向けて、秋台風の被害がないように、また、被害があったら迅速に立てるようなことで注意をしていただきたいと思います。

今回の私の質問でありますけど、波佐見町第6次行政改革大綱の内容と、そして、また地

方創生の中で新しいビジネスの挑戦、そして、また波佐見町の地産地消における質問、最後に移住定住促進事業の中のお試し住宅整備とかシェアハウスをお尋ねをいたします。

1、波佐見町第6次行政改革大綱が平成27年度から5カ年計画で実施される。その中で組織の縦割りを超えた横断的な視点に基づき改革を実行する。また、常識にとらわれない積極的経営感覚に富んだ職員の育成等とあるが、どのような横断的な組織づくり、また、地方創生事業など、どのように取り込めるかを御質問いたします。

2、地方創生、まち・ひと・しごとの総合戦略の中で、本町は雇用創出分野で企業誘致等、いち早く成果を上げております。また、出生率対策、地方活性化対策等はどの自治体でも重要視しており、独創的な対策が求められます。

その中で、一つ、新しいビジネスへの挑戦や起業する場合、国、県、町の補助金だけでは成立せず、そのやる気が重要であります。やる気を引き出すには人づくりであり、窯業、農業にかかわらず、特に若者、女性が意欲を持って取り組むには、成功事例先への視察や関係者の声もその一つであります。本町も人を育てる事業を今以上に充実すべきと思いますが、お答えをお願いいたします。

二つ、全国的に地産地消が推進されており、本町も波佐見マルシェが月1回開催されております。町民に深く波佐見産の消費を促すためにも、仮称ではありますが、波佐見町農産物加工品消費推進条例や、また、親しみやすい波佐見産を食べよう条例など制定できないものか。それにより中山間地の農家の励み、高齢者の生きがい、また元気な子供たちの食への関心などが深まり、地域活性化の対策となるかどうかをお尋ねいたします。

最後に、雇用、定住、出生率対策等は短期的には非常に解決するのは難しいと思います。本町も交流人口拡大政策を推進しており、その先の目標としては、若者等の定住等を考えておられます。本年度計画の移住、定住促進事業のお試し住宅整備や後継者住宅確保事業のシェアハウス等の充実も欠かせないが、その事業の進捗はどうなっているのかを質問いたします。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

まず、波佐見町第6次行政改革大綱で、組織の横断的な視点で改革、また、常識にとらわ

れず経営感覚に富んだ職員の育成等があるが、どのような取り組みか、また地方創生事業をどのように取り込めるのかという御質問ですが。

議員質問の事項は、第6次行政改革大綱の基本方針、計画の基本的な考え方に表記している項目ですが、住民との協働や効率的、効果的な行政経営を推進するためには、組織や職員の自己変革がこれまで以上に必要となるとの考え方であり、これまでの行革推進実施実態を見ても、組織的な横の連携が全くとれていないというわけではありませんが、まだまだ縦割りを排除した実践にはなっていないという評価から、第6次においても係や課の連携をさらに強めたものとしていこうというものであります。

また、近年は職員の構成も短期間に若い職員が増えつつあり、これまでの概念にとらわれない新しい発想も取り入れられる可能性が大きくなってきています。最小の経費で最大の効果という地方自治の基本理念に基づきながら、さらに組織を超えた横の連携が生かせる組織をつくり、新たな行政課題に取り組んでいこうというものであります。

今般の地方創生事業の取り組みにつきましては、現在、波佐見町まち・ひと・しごと創生推進協議会において協議中ですが、このような横の連携を生かした、いわゆる横断的な組織のもとで、多様な発想と実践により対応してまいりたいと考えております。

次に、地方創生まち・ひと・しごとの総合戦略の中では独創的な対策が求められる。新しいビジネスへの挑戦や、企業を起こすにはやる気が重要であり、特に若者、女性が意欲を持って取り組むには成功事例先の視察や関係者の講演等も重要であり、本町として人を育てる事業を充実すべきと思うがどうかという御質問ですが。

農業、窯業の後継者育成、人材育成についてはこれまでもいろいろな手だてを講じ取り組んできたところでありますが、短期的にその成果を生むことは難しいのが現状です。やる気を持つためにはある一定の希望や可能性がなければならないと考えます。そのためには、これまでの産業や新しい産業に取り組み起業しようとする人への支援については、これまで以上の取り組みが重要であると考えています。仕事ができる場の提供など、補助支援や子育て支援も重要な要素になるだろうと思いますので、総合的な支援対策を講じていきたいと思っております。

次に、全国的に地産地消が推進されており、本町も町民に広く波佐見産の消費を促すためにも、仮称波佐見町農産物加工品消費推進条例や波佐見産を食べよう条例等を制定し、地域活性化の対策となると思うがどうかという御質問ですが。

地産地消の推進については、国レベルでは、食料・農業・農村基本計画に位置づけされており、食料自給率の向上に向けた重点施策として、地域農業と関連産業の活性化を図るものであります。基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、それらの活動を通じて農業者と消費者が相対する関係が生まれ、生産と消費のかかわりや食の安全安心志向の高まりなどの効果もあわせて期待されているところです。

本町においては国の施策と連動し、平成19年に策定した波佐見町地産地消計画に沿って、本町で生産される多種多様な農産物を地元消費者にPRし、生産者と消費者が相互の情報を共有しながら、お互いの顔が見える関係の構築に努めているところです。

議員御指摘のように、波佐見マルシェも地産地消をはじめ、生産者の意欲や高齢者の生きがい対策の掘り起こしを視野に、昨年12月から毎月第3日曜日に陶芸の館前で開催しているところですが、まだまだ軌道に乗るには時間を要する状況であり、関係者の皆さんと十分協議を重ねながら、波佐見マルシェとしての事業確立を図りたいと考えます。

そのほかにも直売所や農家レストラン、学校給食センターなどにおける地場農産物の利用促進が図られており、また、炎まつりや鬼木棚田まつりなどの各種イベントにおいても、地元食材の安全安心と消費拡大を呼びかけているところです。

議員御提案の地元農産物の消費喚起を促すための条例制定につきましては現在のところ考えておりませんが、前述したように既に町内では各方面において地産地消の取り組みが積極的に展開されておりますので、今後ともこれらの活動がさらに充実発展するよう、生産者や事業者、消費者等との連携を図りながら、地産地消の拡大と地域活性化に努めてまいります。

次に、雇用、定住、出生率対策等は短期的に解決するのは難しいと。本町も交流人口や若者の定住を推進しているが、お試し住宅整備やシェアハウス等の進捗状況はどうかという御質問ですが。

まち・ひと・しごと創生は、人口減少の克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指しています。本町においても町外への人口流出を抑制し、町内への定住を促進する施策が必要となっています。地方への移住を希望するものの、移住先の住民を含めた環境がどういったものか不安に感じ、ちゅうちょする場合もあるようです。また、若者の定住促進を図るためには、仕事と住まいをセットにして提供する必要があると考えています。

このようなことから、地方創生事業の一つとして、お試し住宅やシェアハウスの整備を計

画しているところですが、想定していました住宅にあつては条件が折り合わず、他の物件を探している状況です。空き家の改修事業とあわせ、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

今る説明をしていただきました。第6次行政改革大綱の中で、今、町長の御説明のとおり、時代とともに行政の仕事も煩雑化して、本当にいろんなところから行政の支援を求められるという中で、その行政の中がやはり協力しないといけないということは、もう数年前からお話をしていただきました。

具体的な例を言いますと、健康推進課の介護保険の抑制のためには健康づくりをします。ということは、どういう健康づくりかもありましようけど、他の課と一緒にするということも聞いておりましたので、そういう進捗状況と、そして、また商工振興も観光の推進で本当に力を入れられておりますけど、しかし、特に鬼木の棚田とか、今度29年度に全国大会があるということは、農林課関係の方々と協力していかなければならないと。

そして、また総務課におきまして、一般質問でもありましたとおり、自治会の未加入という問題は、私個人のことなんでしょうけど、幼児、小学校の低学年あたりを定住、移住される方は、やはり学校との関係が、つながりが多いわけですね。やはり学校との、生徒はいいんでしょうけど、その保護者との関係をどういうふうに総務課と教育委員会とがいろんな分野で、子供たちの例えば安全とか安心とか、守るためには、地域の人たちがこれだけ交通安全とか頑張っているんですよということを、やはりそういう未加入の若い世帯の方々には、上から目線ではなく、現実をやはり直視するようなお話等もされるべきと思いますけど、そういう横の連携は今後どういう皆さんが計画といいますか、考えておられるのかを質問いたします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

御指摘のいわゆる行革大綱の中にそういった連携の部分の記載がある。それに対してどのような方向性を持って進むかということでございますけれども、今、議員申されたとおり、

私たちの行政の分野の中には、一つの項目を達成する中であっては二つ、三つの部門が連携をしないと効率的な、あるいは効果的な行政ができないということは当然あるわけでございまして、こういったものは数年来といいますよりも、永遠、過去からずっと未来にわたって課せられた課題ではないかというふうに思っております。

今申されたようにいろいろな課題が出てくる可能性はまだまだたくさんあるんじゃないかと思っておりますので、そういった課題、あるいは懸案事項、そういったものが問題等が出てきたときには、当然関係の課、あるいは関係の係、そういったものが常に情報交換をしながら、あるいは担当部署からの英知を出しながら解決に向かっていくべきだというふうに思っておりますので、今後もそういったやり方で、課題が出てきた際には十分連携をとって進んでいくという方向にあらうかと思えます。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今の御質問の中に棚田サミットについての御質問があったかと思いますが、おっしゃられたとおり、このサミットにつきましては平成29年度に予定をされております。これにつきましては、早速こういったプロジェクトを結成する必要がございまして、当然農林課だけではこの事業は推進できませんので、全庁的に組織をつくりまして、実行委員会とか、あるいはそういった専門部会等を結成をしまして、全庁的に推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

総務課長が申しましたように、いろいろなプロジェクトを推進していく場合においては、全庁的に組織をつくってやっているわけでございますけれども、具体例を申し上げますというと、ことしからふるさと納税のあり方について検討委員会、これも全庁的な委員会を設けておりましたし、また、庁舎建設についてもやっております。それから広報誌の編集につきましても、特別の全庁を対象とする組織をつくっておりますし、それから情報セキュリティーもそういった課を超えての組織をつくっております。

つい最近の8月の21日には消費者行政、特に高齢者とか、あるいは若い人たちを対象にした詐欺まがいの事件が発生しておりますけれども、それに関しては全職員が情報を共有して対応する必要があるということから、全職員を対象にした研修も行っておりますし、そして、また、本町のマスコットでありますはちやまるも、税務のはちやまるもおりますし、建設課のはちやまるもおりますし、水道課のはちやまるもおる。全庁職員挙げて、こういった波佐見の活性化に向けて全職員が協力してやっているというところでございます。今後ともそういった意味においては、課を横断的に全庁挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

議員も申されましたとおり、保護者は教育に対する関心というものが非常に高い。もうそのとおりだろうというふうに思います。そういうふうな意味から、教育面から申し上げますと、やはり学校教育というものが安全安心に実施される場であるということや、あるいは学校教育に魅力がある、いわゆる教育内容が充実しているというようなことも言えるでしょうし、一方では社会体育、部活動が活発に行われていて、その成果が期待されると、いろいろな教育の総合的な面が魅力につながるだろうというふうなことでございますので、そういう面の充実ということが大切であろうと思っております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

そういう、その問題提起はあったときということですけど、総務課の自治会未加入に関しては問題はもう出ているわけですよね。もうずっと前からですね。それをやっぱり同じような視点で、自治会といっても、なかなか自治会との接点がないということで、一番あるのは、そういう子供たちに関して接点があるんじゃないかということで私は質問をしています。そういう成果ができなかったら、今度は違う分野から進むということも今後の課題であると思っております。

これに関して、一つは、積極的な経営感覚に富んだ職員の育成とありまして、ここは非常に行政の仕事として難しい面がありましようけど、しかし、事業をして、いろんなことをし

て、結局は一番その事業の末端の方が成果が上がらなければならないと、そういう人たちが身が入らなければいけないということが一番のポイントですから、そういうことを、どういうふうな経営感覚に富んだ職員の育成ということで考えておられるのかを御質問いたします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、1点目のいわゆる自治会未加入問題とその教育関係の絡みでございますけれども、一つは、自治会に未加入のいわゆる世帯の中では、子供さんがいらっしゃるようなところについては当然PTAなどには加入をされている。加入せざるを得ない状況で横の連携をとられていると。そういった加入されていない、PTAに加入されている方、そういった方を次第に自治会の加入に誘引するといいますか、誘い出して、自治会加入を促していくとか、そういった手法も当然考えられると思いますので、それは未加入の対策の一つの考え方として今後も取り組んでいけるような方法ではないかというふうに思っております。

それから、もう1点、経営感覚に富んだということが行政改革大綱の中に盛り込まれておりますけれども、特に今回の行政改革の中に、行革大綱の中には、いわゆる行政運営という表現ではなくて、行政経営という表現をいたしております。これに関しましては、近年は特に行政管理ではなくて経営と考えて、いわゆる民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れて、住民自身、住民目線に立ったサービスを提供すること、そして、住民の満足度が向上するよう成果に重点を置いた行政活動を行っていくと、こういう考え方がありまして、今回の行政改革大綱の中にも、いわゆる民間のすばらしい点、こういったものを取り込んで、大いに行政の経営、運営に生かしていこうと、そういうことを盛り込んでいるという考え方があります。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

その民間感覚といいますと、私はもう少し具体的なことを言いますと、民間の発想というのは、やっぱり行政とは当然違うわけですよ。その中で、民間研修とか、例えば、特に今、説明をおっしゃった若い人たちがたくさん庁舎内に入ってきたということで、農家でも農業をしていない人がいるわけですよ。そして、また、やきものでしょうけど、やきもの関係

はほとんどしていないとか、そういう方がいるわけで。その地場産業とすればですね。そういうことを考えれば、やはり民間の研修あたりも今後考えておられるのかですね。

例えば、民間企業といたしますと、いろいろなところで研修をするわけです。現場の研修ですね。非常に波佐見町の狭いところで役場の方が違う仕事をしよる。何しよつとかと言われるかもしれませんが、しかし、やっぱり誤解のないような民間研修のあり方、そして、また、そこに寄り添って、本当に問題点の洗い出しとか、やはり紙の上の研修ではなくて、そういうことも私は提案をしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

特に若い職員の研修に関しましては、近年、後継者の育成に限らず、職員の人間づくりという部門では非常に重要視をされておりました、私どもの町職員の職員研修の中にも民間派遣研修というものもございます。既にもう、恐らく今週だったろうと思いますが、下水道課の職員を民間に派遣をいたしまして、現場で研修をしてくと、そういう研修も実際あっております、年間になかなか機会が少のうございますので、なかなかたくさん派遣はできておりませんが、そういった実際の研修もやっております。

おっしゃったように、行革大綱にもそういった方向性を持っているわけですから、当然これからはそういった民間の考え方といいますか、そういったものを大いに取り入れて、あるいは実際に派遣をして学んでいく、あるいは研修を進めていくということは非常に大事なことであろうと思っておりますので、機会を大いにつくって進めてまいりたいと思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

研修と名のついただけで、諸外国からで、あちこち全国に散らばっておりますけれども、一労働者として、労働者としてやっているケースが結構多いわけですね。だから、そういうことじゃなくして、その業務のお手伝いじゃなくして、現場で体験をしながら、そして人間力を高めていくですね。そして、そのための、やっぱりそういう体験研修を受け入れるところの、ある面では研修の体制ですね。指導者、そういうことも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。だから、そういう面では民間的なコスト意識、それから

時間ですね。金、最小の経費で最大の効果というか、効率的、効果的な研修のあり方を双方とも研究していかないかんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

ぜひ前向きな対応をお願いいたします。

次に2番に行きます。地方創生のまち・ひと・しごとの関連でしょうけど、ここにもやはり、私も相当、議員の皆さんもこういう提案をなさいましたけど、やはりお答えは、幾ら支援しても、やる気なんですよと。やる気がなかったら、私たちはどうも支援ができませんということが一番のお答えでして、それでしたら、やはりやる気をそそるような人間形成といいますか、人を育てる事業も波佐見町ではしていますけど、それで十分かということで、やはり今以上、人を育てる事業も充実させなければいけないと思っております。

特に書いておりますけど、若者、女性ですね。やきもの業界とすれば、老舗のところはずっとありましようけど、やはり20代後半、30代から、昔は独立して、いろいろな人と接点をとって教えていただいて一人前になるということが、やはり波佐見町の窯業の発展につながったと思っておりますので、やはりそういう若者。

そして、また女性がいろいろなところで活躍されておまして、女性が入ってきたら、例えば、1回お話ししたかもしれませんが、農業関係、農業女子といえ、スズキのトラックが荷台を10センチ下げたと。お年寄りとか女性が運びやすいように10センチ下げたということで、非常に売り上げが上がったということと。また、その女性のお化粧あたりを、要するにUVとか、そういうことでも参入してきたということですから、やはり当然ながら、私たちの男性、壮年も引き続きビジネスチャンスを伺うんでしょうけど、そういう方々もできるようなことも今後していかなければ、なかなか、要するによそ者とか、金とか、町長もいっつもおっしゃいますし、そういう充実を今後もしていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

ある面では、やる気、やる気といっても、本当に自分が何をどうしたいという志がないと、

どんなことをやりたいのか、やる気は満々と言いながら、何を、自分は将来なりたいとか、こういう仕事をしたいとか、こういうことで世の中に貢献をしたいという、その志。そして、そういうことについては、当然そういう若手のやる気のある人は、それなりの業界の中に窯業でも農業でも入って行って、そしてそれなりのことをやっているんじゃないかなというふうに思っております。ただ漠然として、講演会をして、研修会を、視察に行けと行って、やはりきちんと部門部門でそういう若手の人たちが集まって、そしてやっついこうという、例えばその部門の業界とか事業者からそういうことがあって、そういう面においての。ただ役所の中でそれを育てるかれこれというのは、ちょっとつかみどころがない感じがいたしております。

だから、窯業会ではこういう研修やっている、こういうことをやる。今、窯業会でやってきたのは、やはりそういうめし碗グランプリにしろ、それからプロ養成講座にしろ、東京ドームのフェスティバルにしろ、そこの現場で消費者と一緒に物を見、考え、感じ、そして、その中で新しい商品開発ができてきた。この繰り返しが今の現在にあるんじゃないかなというふうに思っております。そこは大きな研修の場と考える。展示販売の場でもあるけども、そこに携わっている人たちは大きな研修を終えて現在に至っているんじゃないかなと。

農業にしてもしかりだと思います。やっぱり認定農業者とか、いろいろなそれぞれの部門がありますね。水稻にしろ、アスパラにしろ。そして、その中でまた検証をされています。そういう中で、一つの部門のあれとしてやっていきたいということであれば、また農協とか、例えば行政とか、いろんなそういう制度とか、そういうことにはどんどん積極的に取り組んでいってもいいというふうには思っております。

人材育成というのは一番大事なことで、チャンスをつくってやらないかんといいうふうに思っております。それも、やはりそういう人たちの、やる気のある人たち、志を持っている人たちの熱意がやっぱりそういうふうにして、農協とか、それぞれ振興会とか、行政に伝わってくれば、ちゃんとできてくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

やる気とか、抽象的なことで、非常に質問もしにくい、また答えも言いにくいんですけど、こういう事業ができませんかとなったときは、やる気が大事なんですよということ

すから、やる気を育てる事業ということで私は質問している。

ちょっと研修に行っても、例えば一人ではなかなか行きづらいということですから、3人、4人、5人、10人と、例えばバスを借りたときに、その補助を50%出すとか、例えばそういうことを、やはり私も一度そういうことをしたら、なかなかそういう事例はないですよということですから、やはり、例えば農業でもどこどこ見に行きたいということがあれば、そのバスをほとんど無理のないような借り方とか貸し方とか、やはりそういうことも行く手段としてはあるもんですから。

それと、窯業の後継者育成のことで、生地業の方を募集するというところで、一番の波佐見町の中心の仕事でありまして、夏に聞いたときには5人ぐらい募集があったということを知っております。この事業は3名の定員ということで、一応はもう決まったということでしょうけど、今度その指導する方は当然いるわけですね。前はその指導の方に謝礼金あたりの多少は指導料として出すと聞いておりましたけど、今になってなかなか難しいということも聞きましたので、その点はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

まず、新しいビジネスへの挑戦とか、そういったものについてはお答えをしていきたいと思っております。実は11月に予定をしておりますが、長崎県の産業振興財団が主催しまして、本町におきまして起業家のセミナー、起こすほうの仕事ですね。仕事を起こす起業のセミナーを開催するようしております、この中から一人でも二人でも実際に自分で仕事を起こそうという方が生まれてくればいいのかというふうな感じがしておりますし、これは実際の仕事を起こす際の、あるいは起こしてからの実務的なものまで含めて、監査法人あたりが講師になっていただいて実務的な指導をしていただくという非常に有効なセミナーでございますので、業界にも今お声がけをしておりますので、ぜひ成功させたいなというふうな考えでございます。

それから、ほかに町としましての施策としましては、従来から中小企業振興資金というのがございまして、これが本来ならば事業を起こされる方、あるいは事業をされる方は、一時的な補助金を望まれるのでありましようけれども、ただ、これは一時的な補助であって、やはり本当の起業、創業をされる際については、運転資金なり、それなりに設備投資に係る資

金が必要ということで、その資金の利用状況がこの二、三年前までほとんど芳しくなく、利用状況がない状況でございましたけれども、今回の改正によって、2.4%を1.6%に率を下げたと。それから、保証料については約1%の保証料は別につきまますけれども、これを全額町が持つということで、非常に貸出枠が増えまして、次の補正予算の段階でも御説明申し上げたいと思いますけれども、今度その融資枠を拡大したいというふうに思っております。非常に増えております。

それから、新たに設けました創業支援資金につきましても、これも1.4%という非常に低利な制度でございまして、やっとこれは1件の申請が出てきております。また、今後も相談があつているという情報も金融機関のほうからいただいておりますので、非常に有効な施策であったのかなと。貸出枠が全体で1億2,000万ございましてけれども、これの1%の保証金を補助するとしても、約1%で換算すると120万ぐらいの補助になるかと、それ以下の補助金になるかと思っておりますけれども、そういった制度でたくさんの方の事業者の方が事業に意欲を持って取り組んでいただけるということであれば、非常に有効な手だてだったのかなというふうな判断をしております。

それから、窯業人材育成についての御質問でございましてけれども、基本的には研修先には、その対価としての報酬、謝礼等をお支払いするという制度に変わりはありません。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

運転資金のことでは、私も保証料がゼロということで金融機関のほうからは聞いております。ぜひ、今、課長がおっしゃった11月の財団の起業ということで、これも幅広く皆さんに周知をしていただきたいと思いますと思っております。

後継者育成は、私の調べたところが誤ったところで、そういうことも聞いたものですから、ぜひ、そういう後継者育成が定着するように、今後とも支援をお願いいたします。

次に行きます。

全国的に地産地消が叫ばれるのも長いものかもしれませんが、ようやく波佐見も、波佐見マルシェということで、規模の大小にかかわらず、波佐見産をどうにかしなければならないということも農林課を中心にやられております。波佐見の器で乾杯条例ということは、2年前でしょうか、うたわれまして、初めはちょっと私も考えたんですけど、しかし、皆さんの評

判はなかなかよくて、波佐見産を使わんばっちやろうというお声も相当聞いております。私はここに親しみやすい言葉で波佐見産を食べよう条例ということが、子供たちにも受けとめやすいんじゃないかということでちょっと提案をしております。当然ながら中山間地の方々には、地域を守って、また文化を守って、そして、またそういうつながりの中で農業を営むということ、やっぱり子供たちもそういうことも伝えながら、地域の活性化の対策とならないかということで私はここに質問をしております。

波佐見のマルシェも、なかなか人を集めるのが非常に大変ということも聞いておりまして、やはりそういうことも今後どういう展開になるのかをお尋ねいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

波佐見マルシェの今後の展開ということでございますけども、御承知のとおり、この取り組みにつきましては、昨年の12月から陶芸の館の玄関をお借りしまして実施をさせていただいておるところでございます。陶芸の館に御来店をされたお客様をターゲットとして、そのマルシェのほうに取り込めばどうかというようなことで、観光協会のほうから御提案があったものをお受けをしまして12月から展開をしているようでございますが、今、議員御指摘がありましたように、なかなか、冬場からのスタートでございまして、野菜が集まりにくかったという状況もございます。それと、お客さんが十分、来るときは来たり、来ないときは来ないというふうなまちまちな状況もありまして、売れるとき、売れないとき、そういった条件もありまして、今後のそういった出店者の皆様方と協議をずっと重ねておるんですが、場所をあるいは固定せずに、もっといろいろなイベント会場に場所を移して、人が、お客様がたくさんいらっしゃるところでやってはどうかというような意見も出ておりますので、そういったことも視野に入れまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

今、御説明のあったとおり、人が来なければ、なかなか卵か鶏かというふうな関係ですから、今後頑張っていたきたいと思っておりますけど、消費をするためには、やはり波佐見産の消費の啓蒙活動も含めて、そういう呼びかけを今後ともぜひしていただきたいと思っております。

す。

よその条例を引っ張るのもちょっと何と思いますけど、ここは直売施設についての条例ですから、ちょっとニュアンスは違うんでしょうけど、内容は一緒です。読み上げますけど、加工品の販売及び農産物の消費拡大を図ることにより、地域産業の振興と余剰労力及び高齢者の労力の活用により農家所得の向上ということも、その施設のことですから当てはまるか、当てはまらんかは知りませんが、しかし、やっぱり農産物、波佐見産を食べようというのはそういうつながりもかなり私はあるのかなと思っておりまして、引き続き頑張っていたきたいと思っております。

最後に、お試し住宅整備ですね。これはなかなか合致するところがないとおっしゃったように聞こえたので、もう一回、その御説明をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

先ほど町長のほうから答弁をしたんですけども、お試し住宅ということで、公的な県の教職員住宅とか、町が持っている建物がほかにあったんですけども、そういったところを改修をして、そういったお試し住宅なり、シェアハウスなりというふうなことで考えておったわけですけど、なかなか想像以上に傷みが激しかったり、また、県のほうからの条件等もありまして、それがこちらが考えている条件と折り合わずに、ちょっとほかの物件を今は探している状況ということで、それが今の現状であるということでございます。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

具体的にどういうことがかみ合わなかったといたしますか、不足だったということでしょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

例えば、民間の分で購入とかとなると、ちょっとこの交付金の事業には該当しないわけですね。それで公的な部分で借りれたりすればいいのかなと思ったんですけども、見かけよ

りも、例えば屋根の部分が大幅な改修が必要になって、例えばするのに1,000万近くの金がかかりそうな状態になっていたとか、大幅な改修で、それまでのメリットがないんじゃないかというようなことで、ちょっと断念しているという状況です。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

当然、シェアハウスあたりは、そういう職業の目標が一緒の方が家をシェアする、一緒に共同で生活するということですから、これはもう相当前から各地で試みをしたところでありまして、私も以前に質問をいたしました。お答えはどうもかみ合わなかったようで、やはり逆にこういうことが行政から出てきたものですから、もう少し慎重な対応をお願いしたいと。

それに、この先が結局は一番大事なことでして、定住を促すということの一つの策だと思っておりますけど、私たち産業厚生委員会が四国の神山町に行ったときに、交流人口、定住人口に対して、これは民間に委託の話ですから、行政とはちょっと違うわけでしょうけど、これも私は1回質問をいたしました。要するに仕事を持っている方を波佐見町に呼ぶわけですよね。例えば、床屋さんとか、パン屋さんとか、ケーキ屋さんとかですね。定住するには仕事がなければ来られないということですから、その反対の逆の方向で、私は木工をしたとか、その職人、クリエイティブな人が、その人たちをターゲットとして、町が、ここはどうですかと呼ぶわけですよ。そこの視察に行ってきたまして、民間ですから、ちょっと行政とは違いますが、常識にとらわれていないわけですよ。それはなぜかといいますと、そういう人たちを特定して波佐見町に、どこの町に来ないですかと言うものですから、平等ではないわけですよ。不平等なんです。そこを、不平等さを私たちは狙ってやっています。やはりそこに住むとなったら、いろんなことがあって、障害のあると。委員会報告にも書いておりますけど、そこは数日から数カ月、最長6年まで、そういう民間にいて、仕事とか、皆さんの暮らしの中で自分の生きる道を探すところの町です。

いつでもいいですよということで、例えば2カ月で失礼しますと行かれますけど、いつでも帰ってきていいですよというぐらいの、やはり里帰りの精神のおもてなしということがこの一番の強みだと思いますので、やはり町に愛着を持っていただかないと、その定住にはなかなか結ばれないということですから、そういうことも今後研究をされて。そこには就業のための職業訓練とかなさっておりますし、波佐見町も企業誘致をされて、その人たちが定

住するという方法もありますけど、こういう方法もまたありますので、いろんな方法を使って、早くそういうお試し住宅、またシェアハウス等を見つけて充実をしていただきたいと思
いますけど、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

今、議員がおっしゃるように、それぞれの自治体ではそういった職種を、その町に欲しい
職種、仕事ですね。そういったものを指定して、来ませんかと呼びかけているという団体
あるというのは私も承知しているところでございます。今後、いろいろな各方面からの情報
を集めながら、シェアハウス、お試し住宅に、その問題に取り組んでいきたいというふう
に考えております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

波佐見町も「来なっせ100万人」が平成13年度から施行されて、また、波佐見の湯治楼で
すね。そして、また観光立町元年ということで、17万あった交流人口が85万人まで増えた
ということで、ダブルカウントも多少あるかもしれませんが、しかし、やっぱり行政の皆さ
ん、町長はじめ成果を出されております。ぜひ、この成果を今度は民間の裾野まで広がる
ような、本当の意味でのおもてなしも考えていただいて頑張っていたいただきたいと思
います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、6番 藤川法男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 大久保進議員。

〇11番（大久保 進君）

今、国においては地方創生を前面に、地方の活力をと必死であります。少し遅きにあると考えますが、地方は人口減少、限界集落とも言うように、特に島の維持は日本の国境を維持するのに絶対必要条件だと思います。大都会周辺でも過疎化の自治体もあり、人は便利などころを選び、一度は行ってみたいというあこがれで就職もあろうかと思っています。

人は地方から都会へ、育てるのは地方であります。人口減少は国全体の重大課題でもあり、我が町にも人口減少はそこに来ております。人口減少、地域の活力、地域を元気にしようとはよいのですが、それをどのようにするかが今後の地方創生であると思います。優秀な子供を豊かな自然の中で育て、都会で頑張る時代は終わり、地方にも人材を雇用できる職場、安心して住める町をつくり出すことが必要ではないかと思っています。

少し前置きが長くなりましたが、このようなことを思い、質問事項に入りたいと思います。

一つ、波佐見町の都市計画であります。大店舗の出店により、町の中心部は変わっている現在、住民の住居、生活圏も随分変わって移動しております。

①中心市街地整備改革は確立しているのか。

二つ、商店街の設定はどうなっているのか。

三つ、住宅居住地の設定はできているのか。

4、セラミックゾーンとしての形成は残っているのか。

5、スポーツ、教育文化、その他のゾーン設定はできているのか。

2番、地方創生論での対応についてであります。

1、地方とはどこを指すのか。県、市町村なのか。私は1町での力ではどこまでやれるかわかりません。幸いかどうか、東彼3町は合併できず、単独町で努力しております。しかし、費用対効果でいうと無駄もあると思います。

そこで、福祉事業としてはやっておりますが、ほかに共同政策、協力でやっているものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

2番、次に町内自治会の小自治会の活性化対策は考えているのか。

3番、自治会未加入への対応はどうしているのか。

3番目、子供のいじめ対策についてであります。本町では児童生徒のいじめはないとのことですが、児童生徒の前に必要なのは幼児教育からの基盤整備が大事であり、親の子供に対するしつけ方、虐待に問題はないのか、重大な課題であります。児童生徒、教育委員

会への行政として指導、助言等がなされているのか。また、幼児期の対応はどうかを質問したいと思います。

以上、壇上からの質問は終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 大久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、波佐見町都市計画についてです。

その1、中心市街地整備計画は確立しているのか。

2、商店街の設定はどうなっているのか。

3、住宅居住地の設定はできているのか。

4、セラミックゾーンとしての形成は残っているのか。

5、スポーツ、教育、文化その他のゾーン設定はできているのかという御質問ですが。

本町では、自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量等の状況などから見て一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、波佐見都市計画区域を昭和47年3月31日に決定し、区域内の人口1万4,000人、区域面積2,415ヘクタールの非線引き区域で用途指定なしとなっています。

都市計画では、土地利用や都市施設など、道路、公園、下水道などですけれども、に関する一定の計画を定め、それを実現するための各種の規制や誘導、あるいは事業の実施を行うもので、また、都市計画マスタープランは各種予想される計画等を踏まえた都市整備分野での総合的で具体的なまちづくりの方針として長期に当たって活用される計画となることを目指し策定しています。このことは都市計画法において市町村の都市計画に関する基本的方針、いわゆる都市計画マスタープラン制度があり、また、法第18条の2で市町村の区域を対象とし、より密着した見地から、その創意工夫のもとに市町村の定める都市計画の方針を定めています。

具体的な計画の範囲は、都市環境や景観を構成する道路、河川、緑地及び公共施設等の公共空間をはじめとして、市街地の町並み、森林や農地など民有地の利用に関するハード分野にとどまらず、歴史、文化や生活環境など住民の生活に関してハードの分野を有効に活用する仕組みや、制度等のソフト分野についても計画の領域に含んでいます。

1の中心市街地整備計画は確立しているのかとの御質問ですが、地区ごとの市街地像としまして、(a)宿地区及び舞相地区は都市計画区域の中心市街地であり、役場や銀行、郵便局、総合文化会館、小売店舗などが立地しており、住民の日常生活を支える生活交流の拠点として魅力ある市街地形成を図る。

また、(b)やきもの公園周辺地区は、窯業関連施設や小売店舗などが立地し、やきもの公園が整備されたことや、西ノ原土地地区画整理事業により良好な都市環境の形成を進めており、やきもの公園を活用した窯業、観光の拠点としての市街地形成を図る。

(c)中尾集落地区は国指定史跡の中尾上登窯跡があり、周辺の豊かな自然が広がるとともに、煙突のある窯元工場と住宅が混在した特徴ある地区で、地区特有の風情を残しながら、市街地環境の形成を図る。

(d)波佐見テクノパーク地区は製造業などの工場が立地している。高速道路とのアクセス機能や物流機能が充実した産業の拠点として形成を図ることにしています。

2、商店街の設定はどうなっているのかと、3の住宅居住地の設定はできているのかという御質問ですが。

土地利用に関しては地形的に土地利用が入り組んでおり、土地利用計画での市街化区域、市街化調整区域の区分の線引きや用途地域(住居地域、商業地域等)の決定はされていません。ただ、現在進めている西ノ原土地地区画整理事業により新たに生み出される住宅地は、計画的な市街地が形成されることから、良好な住環境を有する住宅地として位置づけています。

また、適正な土地利用が必要な区域については、住民合意のもとに制限等も含め協議する必要があります。

4、セラミックゾーンとしての形成は残っているのかとの御質問ですが、町の東部地区の中心拠点で、かつセラミックゾーンとして位置づけられたやきもの公園や陶芸の館など、陶磁器関連施設の存在する西ノ原地区の中心部と中尾陶芸の里とを結ぶ道路を観光客などが巡回して楽しむことができるセラミックモールロードとして整備されました。

また、第5次波佐見町総合計画の第2編、基本計画主要施策6、都市基盤の整備において、セラミックゾーンの形成を掲げており、市街地の再生及び産業基盤、生活基盤の一体的な整備を図ることとしております。

5番のスポーツ、教育文化、その他のゾーンの設定はできているのかのご質問ですが、都市計画法等に基づくゾーンの設定はされていませんが、土地利用においての公共公益施

設等が存在している箇所を総称して区域分けをしています。スポーツでは、学校施設や体育センター、鴻ノ巣グラウンド、甲辰園グラウンドなどの運動施設があり、教育文化では、総合文化会館ほか学校施設周辺が考えられます。また、その他として、自然、歴史、文化等の施設周辺地域を呼ぶこともあります。

このように、都市計画では、都市の目指すべき将来像を実現するためのものであり、社会経済情勢や本町の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力ある都市環境の形成を図るため、窯業、農業と住環境、自然環境などとの調和に配慮しながら推進する必要があります。

次に、地方創生論での対応について。

1、東彼3町で福祉事業はあるが、ほかに共同政策、または協力でやっているものはあるのかという御質問ですが。

御承知のように、東彼3町ではごみ処理、し尿処理、火葬場、老人ホーム施設を主体に、東彼地区保健福祉組合を組織し、業務を行っており、そのほかにも介護認定審査や障害者の程度区分審査、障害者自立支援についても共同でその事務を行っております。現在のところ、一部事務組合への新たな業務の移管や共同での事務処理の予定はありません。

その他において、東彼3町が共同で取り組んでいるものは、男女共同参画に関する取り組み、税務部門における固定資産の評価や申告に関する共同研修、農林業分野では肉牛共励会の開催や鳥獣被害防止対策、林業研究、林業振興等の補助金活用に当たり、合理的運用を図るための事務などがあります。

また、3町の共同ではありませんが、下水道の施設管理業務委託については、東彼杵町との合同でプロポーザル方式を採用し効率化を図っています。

今後見込まれる地方創生に関する新たな事業等が発生すると思われませんが、内容によっては共同で取り組むことで、その効果がより高く期待されるものがあるかもしれません。そのような可能性があるものについては、3町連携をとり、必要があれば協議を行いながら進めていくべきと考えております。

次に、町内の小自治会の活性化対策はあるのかという御質問ですが。

波佐見町の自治会においては、自治会役員を中心にさまざまな行事等への取り組みなど積極的な活動を行っておられ、県内でも屈指の自治会であると思っています。本町においては、地域自治活動の促進を図るための地域振興事業補助金制度があり、町の歴史、伝統、文化、産業等を生かし、地域住民が一体となって地域コミュニティの活性化を図る事業に対しては

人づくり・まちづくり補助金制度があります。また、教育委員会で取り組んでいる自治公民館活動の発表大会などは自治会の活性化に繋がっているものと考えます。小さい自治会は小さいなりに、一人ひとりが主役になるようなコミュニティの醸成に取り組んでおられますので、あらゆる方面から、それぞれの自治会の活動に対して支援していきたいと考えています。

次に、自治会未加入者の対応はどうしているのか。

自治会未加入者対応に関しては、1番議員の質問に対する答弁と同様であります。自治会に加入されていない世帯には広報誌等の行政情報が提供できていない不平等があること、また、自治会の運営やコミュニティ活動にも弊害があることは、町としましても本意ではありません。これらの対策にも、ホームページやSNSサービスの活用、自治会に加入しやすいよう有線放送施設への助成などを講じているところです。

抜本的な対策とはなっておりませんが、今後におきましても、自治会との連携を強めながら、可能な方策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子供のいじめ対策についての御質問ですが、児童生徒は、教育委員会で指導、助言がなされるが、行政として、幼児期の対応はどうしているかという御質問ですが。

就学前の子供については、町内の保育園、幼稚園に預けておられる家庭が多いことは御承知のとおりです。保育園と幼稚園では、入園できる年齢や預けておける時間など、さまざまな違いがありますが、どちらも国の定める保育指針や教育要領に基づき、乳幼児の発達段階に応じた指導計画を立てられて、その中で基本的な生活習慣の育成をはじめ、遊びを通じた善悪の判断、友達への思いやりの心の育成など、道徳性を培う活動に取り組まれております。

また、幼児が保育園、幼稚園に通われていない家庭においては、保育と教育の両方を家庭で行われていることと思いますが、核家族化が進み、育児に悩む親子のために、平成25年9月に波佐見町子育て支援センターを開設いたしております。ここでは、親子がゆったりと触れあえる遊び場として、また子育て中の親同士が仲よくなり、育児に関する情報交換の場として大変喜ばれており、子育てがスムーズにいくよう支援しています。

次に、親のしつけ方に問題はないかとのことですが、保育園や幼稚園とは緊密な連携を取りながら、家庭で育てている乳幼児については、訪問や検診の折に、家庭環境により発育不全が疑われる場合には、児童相談所等関係機関と協議しながら両親への指導等を行っているところです。

さらに保護者支援ということで、子育てへの悩みや不安を抱えている保護者に対しては、

いつでも相談を受けられる体制をとっております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

今、説明をいただきましたが、今言いますように大型店舗が宿のところに集中をしてきました。それで、やはり商店街、住居地というのも入ってきておりますが、やはりこういう一つの流れが、今までは内海、西ノ原、南地区では温泉センターというふうに町が形成されておりましたが、どうしても今後そういう区画になりますとやはり混在をしてくるような状況で、西ノ原地区につきましては、今、幾らかにぎわいを見たというような状況になってきております。

今後、こういう商店街の位置づけといいますかね、そういうふうなのを宿、舞相、そこら付近の地区が今までもずっとしておりましたが、商店街というのがなかなか今後なくなっていくんじゃないかと。そういう大型店舗ばかりになってきてですね、ですから、宿のあたりでも、やはり町並みを見てみますと、大型店舗の裏にいろんな住宅地となっております。

そういうことで、今後この商店街というものの位置づけというのは、どういうふうに形成としては考えておられるか、ちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

商店街につきましては、都市計画でいうところの区分ではございません。ただ、現在、住居地、あるいは商業地区というような取り組みをやっておりまして、その一環の中で、例えば小売り大型店舗、こういったものを含めると。ですから、都市部におきましては、例えば生活をする上ではどうしても商業地と住居地がある程度隣接をしているというようなことで、生活の利便性が図られるということになるろうかと思えます。また、波佐見町の場合は、特に県道沿線にそういったお店が連なっているというような状況ですので、これをどういった形で活性化をするかというような格好になるろうかと思えます。

例えば、佐世保のアーケードとか、そういった的なものはなかなか難しいと思えますけれども、そこに特徴ある、町の中で商店が生き残っていければというふうに考えておりますが、なかなか現在のところ厳しいと思えます。ただ、今後、例えば西ノ原にしましても、そうい

った取り組みをすることによって活性化が図られていくんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

今、波佐見が環状線が、ずっと縦貫線ができて、商店街というよりも本道が村木まで開通をしました。今のところ、やはり旧1号線かいわいで全部しております。それで、その流れで、住居地も西ノ原開発で街区が西ノ原に今ございます。それもまだはっきりはしてありませんが、この住居地も、かなりまだまだ今後の見通しが立っていないような状況であります。

そこも、今後はやはり、何を言いたいかといいますと、住居地にしましても商店街にしましても、やはりインフラ整備が、今、波佐見も下水道事業もやっております。住居地にしますと、今、村木のつつじヶ丘とか、それから、岳辺田にもかなり住宅が建設されて、そこでもやはり今、下水道につなげるのが難しいというようになれば、せっかくの下水道があるのに、やはりつなげない状況になっております。

そういうことを鑑みて、やはりある程度、その地域が発展するように少しずつは確立をして、個人で開発をされますので、やはりある程度、山の地域にどこに住宅をつくるかというのはこの町行政との話し合いになろうかと思いますが、ある程度確立しとったほうが、今後とのやっぱり住居の建設にはいいのかなと思っておりますが、そこら付近は考えられませんか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

町長の答弁の中にありましたとおり、本町におきまして用途区域の指定をやっていないという状況の中で、それを制限を加えるということはなかなか厳しゅうございます。そういった中で、そしたらどうしたらいいんだろうかということになりますと、例えば都市計画区域内でございますと、3,000平米以上の開発に係るものにつきましては届け出が必要でございます。また、波佐見町に開発指導要綱というものがございまして、これは1,000平米以上につきましては、そういった届け出をやって協議をするというようなことで、そこに制限をち

よっと加えているというようなこともございます。

ですから、開発をするときには、道路の問題、あるいは公園の問題、ごみステーションの問題、消火、防火の問題ですね。こういったものを全て含んで協議をいたします。その中でよりよいものをつくっていただくというようなことになろうかと思えます。

また、波佐見町の特徴と言えればおかしいですけれども、森林が約70%を占めております。実際、宅地として利用しているのが7%程度なんですね。その中をちょっと考えてみれば、限られた、結構、景観等もよくて、優れた環境の中にいるのかなというふうに考えております。ですから、今後は、都市計画の施設として、例えばさっき言われました都市計画道路、あるいは公園、下水道、それも汚水、雨水ですね。こういったものをひっくるめた対策が必要かというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

波佐見がこういうふうにしてずっとばらけておりますが、今、波佐見、どこを中心にということになる、なかなか説明が難しいようで、大型店舗が宿のほうに来ましたので、多少、宿のほうは今住宅から店の活用もなされておるようであります。しかし、そういうふうになってくると、やはり今後、端々は、ある程度のそういう拠点がなくなってくるわけです。そういうところで、これは自然に任せるといえばそうかもしれませんが、やはり幾らかそういう拠点の構築を、今まではやっぱり内海とか、それから西ノ原とか、温泉センターとかいうようなのがありましたが、そういうところの今後の街区の設定というか、そこら付近も少しはやっぱり固めていく必要があるのかなとは思いますが、今言われたところで自然に任せるといようなことで考え方があるのかどうかですね。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほどありましたように、用途指定をして制限をするということはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。そういう面では、人口は重点的に宿、稗木場、下のほうに行っておりますので、東地区、そして人口流出の多いところについての定住促進の場合では、そういうふうな優遇策をしておりますけれども、要はそういう中で、住む人が位置

は決めるわけですね。これを行政がいろんなことの制約をつくったり指定をしたりということとはなかなか厳しいんじゃないかなと。まず、それよりも波佐見全体の中で人口が増えてくれるような拠点をつくると。そして、今の既存の大型店舗が宿に集中しております。あつという間にコンビニが6店か7店、できてまいりました。

だから、ある面ではこういう現実の状況で、こういうお店をつくったら、非常にまたお客さんが来てくれるんじゃないかなと、そういうふうに特殊なお店ができてくれば、ある面では集中したところに行ったほうがいいというお店もあるだろうし、ある程度は、ある面ではちょっと離れたところにあると。だから、そういう点を結んで、線で結んでいくというような、そういう形のものもあっていいんじゃないかなというふうに。それがまず最も自然なつくりじゃないかなというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

これは、一つ、最初指定されたというのは、セラミックゾーンとして西ノ原土地区画整理も町で要請されました。こういうことも、やっぱりこの中の一つの行政ではできなかつた。まだこれのはっきりはしておりませんが、なかなかそこら付近が、今からセラミックゾーンとしての決定がこれは崩れていっておるわけですよ。ですから、そこら付近がもうないような結果であります。今でも西ノ原はセラミックゾーンとしてのその計画は残っておるのかどうか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

陶磁器関係を含めて、やきもの公園、あるいは陶芸の館、こういったものを含めて、そういったゾーニングをやっていると。エリアを定めているというような格好で考えていただければと思います。実際、現在、都市計画のそういったマスタープラン等に使うときには、例えば生活拠点であるとか、大きく区切ってそういった呼び名をやっておりまして、ゾーンの扱い、それも地区でありますので、地区、地域です。同じことなんでしょうけれども、そういった取り扱いをされてきております。現在はですね。そういった状況です。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

今でもそういうふうに残っておるような、残っていないような状況で、説明ですが、これは一つ決めたことについて幾らかのはっきりした点を今後もやっぱりやっていくべきだろうし、やはりそこら付近に集約をしたほうが、かなりの、まだ今から、西ノ原の区画の整理も今からでしょうけど、まだ宅地の造成もされておりますので、そこらを含めて、そういうゾーンとしてのやはりある程度の確立をされたほうがいいのかなとは思っております。

それと、もう一つ、スポーツ、文化と言いますが、私はやはりスポーツ公園を言いますと、鴻ノ巣公園と言われましたが、鴻ノ巣公園も一つのいい中心部であります。そういうところで、やはり鴻ノ巣公園自身に広場がありますが、あそこの地域を、やはり町である程度のそういうスポーツ公園として位置づけができないのかと思うんですね。それは何でかということ、個人でそれが対応ができてしまうと、やはりその買い戻しにも今後骨が折れますし、将来的に考えがあれば、やはりそういう公園の指定はスポーツ区域として、そういう公園の指定とかいうのはできないのかどうか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、鴻ノ巣公園周辺を自然レクリエーションの拠点ということで位置づけはしております。そういった中で、現在の区域を広げて指定したらというようなお話だろうと思えますけれども、これをするときには、やっぱり都市計画法にのっとった区域の、エリアの設定、そういうものが必要になってきます。ですから、これをするという事は、逆に計画を持たないと、その区域の拡大ができないというような状況もございますので、目的を持って、例えばこの部分をやるためにこのエリアを拡大していきましょうというような格好にしないと、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに判断しております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

これは、やはりまだ計画があるのか、ないか、わかりませんが、いつも言いますように、地域をそういうスポーツ公園とかにすれば、いろんな駐車場とか、それも兼務もできるわけ

ですよ。これをまた別のところに今度は位置づけをするとすると、行政でやるとすれば、やはり、また駐車場からいろんな兼務ができないというようにばらけてしまうんですね。それです。ですから、私はそういう一つの地域をある程度そういうふうに分けておいたら、将来的にその展望が開けるのかなというふうな気がするわけです。

何ていうのかな、道路の構成をするときに、その部分がやはり民間である程度開発をされるわけですよ。そうすると、それをしたくても今後できていかないというふうになりますので、そこら付近の設定まで、何とか町としてエリアを決める必要ができないのかなという感じがしますが。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

制限を加えるということになりますと、やはり法的な措置を講じなければならないと。例えば都市計画道路で申しますと、エリアを決定をされておりますので、その範囲内につきましては建築の制限がかけられております。そういったことをかけていくとなれば、やっぱり法的な手続を踏んだ上での決定というふうになると思います。

ですから、最終的には今の民地を例えば相談するというような格好になろうかと思えますけれども、なかなかそこまで将来にわたって、構想段階からそこを例えば買収して確保するというのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

次にもありますので、ちょっと次に進みますが。

地方創生に入っていきたいと思えます。この地方創生では、今、日本でも地域、地域と言いますがね、やはり今言いますように各自治体ですね。それから自治会、そういうふうなところが、やはりなかなか今まででもおろそかになってきているわけです。これは何でかという、やっぱり人は便利なところに住もうとします。それで、やはり小自治会も弱体化しますし、やはりこれも、県もそうでしょうし、町もそうでしょう。それから、ある町の中でも自治会もそうだと思います。これが一つの、ずっと流れがいて、今、今後とも活性化をしよう、活性化をしようということですが、やはりこういうことが今から本当に

町を創生でやれるのかなと思うわけですね。費用対効果というようなこともあろうし、やはりそこら付近が過疎化の原因になっておるわけですので、そこをどこまでやっていけるかわかりません。

そこで、やはり私は東彼杵3町がこういうことであって、何とか協力をし合って、やはり1町では今後そういう大きい施設、それからいろんな施設はできないと思います。そこで、やはり3町で、川棚にはくじゃく園にホッケー場も県でつくりました。それから、東彼杵町には総合グラウンドが県でつくりました。

そういうことで、やはり町々ではそういうことをやられておりますが、今後、波佐見町でも歴史文化会館を建設しようとされております。これもやっぱりそういうことを考えると、ある程度、財政支援、また今後の運営費用というのがかかります。ですから、3町がいろんな話し合いの中で、力を合わせて、このスポーツ施設にしましても、それから、そういう歴史文化会館にしましても、3町のものを一緒にのところに集めるということではできないもんかどうか。そこら付近を含めてお聞きしたいと思います。3町の協力です。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

3町の協力のできることは、今まで考えられることはほとんどやってきたなというふうに思っております。3町で共同してやって、本当に効率的、効果的、そういうことが全部見通されれば必ずできると思うんです。歴史博物館等においては、やはりもう彼杵には彼杵ができております。波佐見には波佐見の歴史文化がありますし、川棚でも当然だというふうに思っております。そういう歴史的なもの、伝統的なものは、なかなか、やっぱりそこにしかないものですから、それはお互いに大事にしていかないかん。しかしこれで一番できる可能性があるのは、もうちょっと時間はかかりますでしょうけども、電算の合同ですよ。しかし、これもやっとな今、川棚さんが我々と一緒んとをずっとやっています。ところが、この更新が大変なんです。更新と、そしてクラウドといいますか、18自治体あたりしておりますので、今どんどん安くしているんですよ。今、全国町村会でも、京都から鹿児島からやっています。

そういうふうなことで、それができるには、また、そこには大きな、会社を変えるというのはリスクが伴うと。するんだったら、そういうことを3町一緒にできる、保守管理も一緒

にできるわけですね。そういうことがありますけども、やっぱりそういう、ある面ではきちんとした見通しができないと、いろんなことは前に進みにくいなというように思っております。まだ今から何か、そのような形でこういうものを3町でやったらいいんじゃないかなということであれば、そういうとは十分検討に値するんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

共同で今やれるものはそういうことかもしれませんが、やはりこの協力をし合って、ここに今度はこういうのをつくってやろうかという応援団がいるわけですね。ですから、やはりそういう応援団を3町で、ここにはこういうことをしたら、みんなこぞって応援しましょうとか、川棚につくるならこういうことを応援しましょうとかいうのを、やはり歴史文化会館にしましても、どこも資料はいっぱいあると思います。しかし、1町だけの資料館では、なかなか今から、少し、人を呼ぶということに対してはちょっと小さすぎるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、そういうことを含めて、やはりある程度資料を交流しながらでも、やはりそれを展示をすとかいうようなことも今後必要になってくるのかなと思うんですよ。

ですから、1町1町でやる仕事はそうかもしれませんが、ある程度そういう協力をし合ってやれる仕事も少し声を上げていく必要があるのかなと思うわけです。ですから、せっかくそういう3町でいろんな事業もしておりますので、そういうことを含めて、今後ともやはり考えていく必要があるのかなと思ったものですから、私も提言をしているところでございます。

それから、人口の小自治会のほうにつきましては、私は、やはり波佐見でも大きいところ、小さいところがあります。35軒とか50軒ですね。600軒、700軒というのもあります。そういうところもありまして、お互いにこの自治会長、老人会長、婦人会長、やはりいろんなそういうPTA活動、そういうのもずっとあって、同じように皆さん、質問をせんといかんですね。いろんな自治会長会でも何でも、大きくても小さくても。そういうところになると、やはり負担が重くなると思うんですよ。それは出てくる人は、やっぱりそれだけ必要性がありますから、各自治会は出てこなきゃいかん。しかし、それだけ負担は重くなります。そこら

付近で、やはりもう少し、そういう自治会に支援をする。大分振興資金も区分けしてされておりますが、大体5%ずつぐらい、人口割にはかかっておるようです。

そういうことですが、やはりそういうことも含めて、もう少し何か手を差し伸べていく必要があるのかなと。これがやはりある程度地域地域の過疎化を防ぐような状況になろうと思いますよ。ですから、もう少し、やっぱりそういう支援が必要かなと思います、これ以上のあれは考えておられないわけでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

私自身もそういうことは、やはり人口の多いところと小さいところが、いろんな自治会活動、町のいろんなことについては、リスク、負担が大きいというようなことは十分理解はしておりました。そういう面では、地域づくり事業等については段階的に5%ずつ、ずっとそういうふうにして、小さいところを優遇しているというような形になってきております。自治会活動費も、一旦行革のとき下げましたけれども、だんだん上げてきて、そして上げる段階においては、大きいところをそのままの状態、その枠を下げたらやっぱりクレームがきますので、大きい自治体の額は変えないで、下だけ少しずつ上げた。目に見えない、ちょっとだけ見えるかなという程度で。

そして、要は小さな自治体が元気なんです。やっぱり自分たちでやらんと、全員参加といますか、そういう面では、いろんな形において、大きい自治会が、それは誰ない出るくさいと、誰ないするくさいというようなところも結構あるんじゃないかなというふうに思っております。そして、その22の地区がそれぞれの伝統、歴史、文化というものがありますし、一概に極端な優遇はされないですけども、できるだけ負担のかからないような形の中で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

A地区、B地区、C地区と分かれておりますがね、その中でやっぱり旧地区がA地区になっておまして、やはりこの高齢化率といますか、そういうのもだんだん40%、45%というところもあるようでありますので、そこら付近になると、私、この前、ずっと回ってみま

したがね、自販機とか、そういうのもないところもあります。その一つの町にですね、自治会にですね。そういうこともどんどん、やっぱりこれは費用対効果ですよ。売れないから出ないし、やっぱりある程度、そういう一つの自治会が本当に今後、若い人がそういうところに住みたくなくなるのかなというような気がします。ですから、そういうことも含めて、やはり自販機あたりも今後観光地になるとWi-Fiも自販機についてくるというような時代がありますので、多少でもそういうようなことの見直しも今後して、ある程度支援できる場所があれば、それはやっぱり支援をしていく気持ちがなくてはいかんのかなと思っております。

それから、これはやるということはまだできませんので、ちょっと要望として上げておきます。

それから、先ほど自治会未加入者というの、1番議員の百武議員からも話がありましたので、私は余り言いませんが、今言うように、この地域振興資金ちゅうのが支払われておりますが、今、このデータを見ますと、やはりこの自治会に未加入者のところもこの振興資金に入っておるように見受けられますが、そのとおりでしょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

今、議員がお尋ねになったのは自治振興補助金の件だと思いますが、実際登録されている世帯ですので、いわゆる自治会加入者以外の方の分も含まれております。いわゆる均等割30%、世帯割70%の中の世帯割のほうには含まれておるといことです。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

このデータを見ますと、そういうふうになっておるようであります。そこで、宿が234軒、折敷瀬が110軒、村木が60軒、岳辺田が63軒、湯無田が53軒、乙長野が40軒、稗木場が16軒というふうな人が、配付物を見ると、それだけの配付をしていないところがあります。そういうところを含めて、やはり今言われる環境とか、いろいろ部落に、自治会に関してはそういう仕組みがなっておりますが、今、振興資金が入ってきている以上は、やはり自治会にも責任もあるわけですよ。

ですから、そこら付近も含めて今後検討されるというようなことでありましたが、やはりそういうことを含めて、自治会の一つの責任、それとして、事業の推進を図らねばいかんのかなと思います。そこら付近はどういうお考えでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう面では、やはりもう10年前ぐらいから、結局長崎県の町村の中でも波佐見以上にベッドタウン化した町はたくさんあるわけですね。やっぱり手をつけられんというような状況だったわけですよ。今で、僕は、87%って、よくこれだけキープできているなというふう

に思っております。町のほうからでも、余り無理も自治会にも言われません。自治会の役員さんが大変苦勞をされております。連合隣保班の方々もですね。そうすると、役員になり手がなくなっていくようなことにもなってきますし、ある面では、無理強いしないでも、やっぱりいろんな伝達の方法、そういうふうなことを加えて、もっと研究検討をしてみなければいけないんじゃないかなと。やはり、ある面ではこの程度だったらやむを得ないなというような、そういう方法を見つけ出していきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

こういうことも、いろんな町の行事とかなんとも、やっぱりこの広報によっていろいろ知らせる場合もありますし、放送も有線もありますので、せっかく町民になっていただく人ですので、やはりそこら付近を、いろいろな情報を共有するということが大事なことだと思いますので、そこら付近をもう少しやっぱり考えていくべきじゃないかと思っております。

それから、最後でちょっと時間がないようですので、このいじめ対策ちゅうこと言っておりますが、私は先般、島原の市長さんにお会いすることができまして、そのときに話をしよりましたら、うちは子どもいじめ防止条例をつくりましたよというようなことがございました。これは7月1日から、やはりいじめ対策ちゅうことですね。

これは何で自治体がしたかといいますと、やはり今からは地域、家庭、学校、保育園、幼稚園、また町が一体となってやらないかと。これは学校の教育委員会ばかりでなく、行政

が、やはり小さいときからの管理運営、それから、そういう虐待とかいろいろあった場合は、行政がある制度責任を持って調査ができたり、それから調査に協力をしたりというようなことが位置づけてこの内容には書いてあります。

そういうことで、お互いに協力をし合って防止をするというような条例になっておりますが、こういうことについては本町では考えるあれはないのでしょうか。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

議員おっしゃいましたいじめにつきましては、確かに子供の健やかな心身の成長や人格の形成を妨げる人権侵害行為でありまして、あってはならないものというふうに考えております。

そして、ただいま島原市のほうで子どものいじめ防止等に関する条例を制定されておられまして、波佐見町でも制定するつもりはないかということでございますけれども、平成26年の3月に教育委員会のほうで波佐見町いじめ防止基本方針というものを制定されておられまして、いじめの早期発見、早期対応というものを基本に、各小学校さまざまな取り組みをされておりますので、こういう状況にありながら、さらにこの条例制定が今すぐ必要かということに関しましては検証が必要かというふうにも思っておりますが、昨年3月にまだこの基本方針ができたばかりですので、この基本方針の取り組み状況を今しばらく見守りながら、何年かして、なかなか効果が上がらないというような状況があるときに初めてこの条例制定についての検討をすべきではないかというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

ただいまの回答につけ加えまして、確かに平成25年のいじめ防止推進法というのが国でできまして、それを受けまして、先ほど答弁ありましたように、26年の3月に波佐見町のいじめ防止基本方針を立てたわけです。それと同時に、その内容の中には、教育委員会のみならず、町長を指揮とする防止法というのも入っているわけです。

したがって、波佐見町全体でいじめについて取り組むという、その枝葉として、各学校がその具体的な指導に当たるというそういう組織的なものをつくっておりますので、条例

をつくれということですが、条例に合うようなそういう基本方針を踏まえたいじめ防止、あるいは早期発見、早期対応のシステムというふうなものを講じているところでございます。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

今言われましたように、町長を長とする基本があればそれでもいいかと思えます。そういうふうなことです。子供のためにも、子供のわかるところに、子供にも設定するというようなこともこの基本条例に入っております。そういうことも含めて、今後、町内でいろいろな虐待、子供のいじめとかが起こらないように先にしていくのが大事なかなと思えますので、提言をしていきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（川田保則君）

以上で、11番 大久保進議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。どうもお疲れさまでした。

午後3時38分 散会